

第七回国会
衆議院

内閣委員会・地方行政委員会連合審査会議録第一号

(七七五)

昭和二十五年四月二十六日(水曜日)

午前十四時四十八分開議

出席委員

内閣委員会

委員長 鈴木 明良君

理事 江花 静君 理事 小川原政信君

理事 船田 享二君

井上 知治君 田中 萬逸君

根本龍太郎君 松岡 駒吉君

松澤 兼人君 黒田 壽男君

地方行政委員会

委員長 中島 守利君

理事 生田 和平君 理事 大泉 寛三君

理事 西 清君 理事 菅家 喜六君

理事 久保田鶴松君 理事 立花 敏男君

理事 大石ヨシエ君

河原伊三郎君 小玉 治行君

野村事太郎君 淵上房太郎君

床次 徳二君 大矢 省三君

門司 亮君 井出 太郎君

出席國務大臣

國務大臣 本多 市郎君

出席府縣委員

地方自治庁次長 荻田 保君

總理府事務官 (地方自治庁
連絡行政部長) 高辻 正己君

委員外の出席者

内閣委員会

専門員 龜井川 浩君

専門員 小関 紹夫君

専門員 有松 昇君

地方行政委員会

委員長 長橋 茂男君

本日の會議に付した事件

地方財政委員会設置法案(内閣提出
第一八〇号)

〇鈴木委員長 これより内閣委員会、
地方行政委員会連合審査会を開会いた
します。

内閣委員長であります私が委員長の
職務を行います。

本日は地方財政委員会設置法案を議
題といたし、まず政府の提案理由の設
明を求めます。國務大臣本多市郎君。

地方財政委員会設置法案
地方財政委員会設置法

(目的)

第一條 この法律は、地方財政委員
会の所掌事務の範囲及び権限を明
確に定めるとともに、その所掌す
る行政事務を能率的に遂行するに
足る組織を定めることを目的とす
る。

(設置)

第二條 内閣總理大臣の所轄の下
に、地方財政委員会(以下「委員
会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第三條 委員会は、国、都道府県及
び市町村相互の間における財政の
調整を促進することにより、地方
自治の本旨の実現に資することを
目的として、左の各号に掲げる事
務をつかさどる。

一 地方財政平衡交付金の総額を
見積り、各地方公共団体に交付

すべき交付金の額を決定し、そ
の他地方公共団体の財政の運営
に關し助言すること。

二 法定外普通税の新設又は変更
を許可し、その他地方公共団体の
税制の運営に關し助言すること。

三 国、都道府県及び市町村相互
の間における財政の調整に關し、
調査し、研究し、及び關係
機關に對し意見を申し出ること。

四 地方公共団体の財政に關し、
資料を收集し、統計を作成し、
調査し、及び研究すること。

(権限)

第四條 委員会は、この法律に規定
する所掌事務を遂行するため、左
の各号に掲げる権限を有する。但
し、その権限の行使は、法律(こ
れに基く命令を含む。)に従つて
なされなければならない。

一 予算の範囲内で所掌事務の遂
行に必要な支出負担行為をする
こと。

二 収入金を徴收し、及び所掌事
務の遂行に必要な支拂をするこ
と。

三 所掌事務の遂行に直接必要な
事務所等の施設を設置し、及び
管理すること。

四 所掌事務の遂行に直接必要な
業務用資材、事務用品又は研究
用資材等を調達すること。

五 不用財産を処分すること。

六 職員任免及び賞罰を行い、
その他職員の人事を管理するこ
と。

七 職員の厚生及び保健のために
必要な施設をし、及び管理する
こと。

八 職員に貸與する宿舍を設置
し、及び管理すること。

九 所掌事務に關する統計及び調
査資料を收集し、頒布し、又は
刊行すること。

十 所掌事務の周知宣伝を行うこ
と。

十一 委員会の公印を制定するこ
と。

十二 毎年度分として交付すべき
地方財政平衡交付金の総額を見
積り、各地方公共団体に交付す
べき交付金の額を決定し、及び
これを交付すること。

十三 地方財政平衡交付金の額の
算定の基礎についての地方公共
団体の審査の請求を受理し、及
びこれを審査すること。

十四 地方公共団体の課税権の帰
属その他地方税法(昭和二十五
年法律第 号)の規定の適用
について關係地方公共団体の長
が意見を異にする場合におい
て、決定をすること。

十五 附加価値税の課税標準とす
べき附加価値の分割に關する更
正又は決定について、主たる事
務所又は事務所所在地の都道府
県知事に対して、指示をする
こと。

十六 市町村が行う市町村民税の
課税標準とすべき所得及び所得
税額の変更に對し、許可を與
えること。

十七 固定資産税の課税標準とす
べき固定資産の価格の評價につ
いて、技術的援助及び助言を與
えること。

十八 農地に對する固定資産税の
課税標準とすべき農地の価格に
關する倍數を決定すること。

十九 地方公共団体の法定外普通
税の新設又は変更を許可するこ
と。

二十 地方債の發行に關して許可
を與えること。

二十一 当せん金附証票を発売す
ることが出来る都市を指定し、
及び地方公共団体の行う当せん
金附証票の発売を許可するこ
と。

二十二 地方競馬を行うことがで
きる都市を指定すること。

二十三 自転車競技を行うことの
出来る市町村を指定すること。

二十四 国、都道府県及び市町村
相互の間における財政及びこれ
に影響を及ぼす諸關係の調整に
ついて、内閣及び關係機關に對
し、並びに内閣を経由して国会
に對し、意見を申し出ること。

二十五 法令により委員会に屬せ
しめられた権限の行使につい
て、關係地方公共団体について

聴聞をすること。

二十六 関係行政機関及び地方公共団体に對し、地方財政に關し、必要な資料の提出を求め、及び報告をさせること。

二十七 前各号に掲げるものの外、法律（これに基く命令を含む。）に基き、委員会に屬せしめられた権限。

2 この法律により、委員会が処理する権限を與えられた事項については、委員会の決定及び処分は、その定める手続により、委員会のみによつて審査される。

3 前項の規定は、法律問題について、裁判所に訴する權利に影響を及ぼすものではない。

（組織）
第五條 委員会は、委員五人をもつて組織する。

2 委員は、地方自治に關し優れた識見を有する者のうちから、兩議院の同意を得て内閣総理大臣が任命する。

3 前項の委員のうちには、左に掲げる者を含まなければならない。

一 全国の都道府県知事の連合組織が推薦した者 一人

二 全国の市長の連合組織が推薦した者 一人

三 全国の町村長の連合組織が推薦した者 一人

4 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために兩議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、第二項の規定にかかわらず、地方自治に關し優れた識見を有する者のうちか

ら、委員を任命することができ

5 前項の場合においては、任命後最初の国会で、兩議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、兩議院の事後の承認を得ることができないときは、内閣総理大臣は、その委員を罷免しなければならない。

（委員の任期）
第六條 委員の任期は、三年とする。

2 委員は、再任されることができ

（委員の罷免）
第七條 委員は、左の各号の一に該当する場合を除いては、在任中その意に反して罷免されることがない。

一 心身の故障のため職務を遂行するに堪えないとき。

二 職務上の義務に違反し、その他委員たるに適しない非行があるとき。

2 委員が前項各号の一に該当すると認められるときは、内閣総理大臣は、兩議院の同意を得て、これを罷免することができる。この場合においては、第五條第三項の委員については、あらかじめ、それぞれ当該委員を推薦した地方公共団体の連合組織の意見を聴かなければならない。

（委員長）
第八條 委員長は、委員のうちから互選する。

2 委員長は、委員会の会務を總理し、委員会を代表する。

3 委員会は、あらかじめ、委員の

うちから、委員長が故障のある場合に委員長を代理する者を定めておかなければならない。

（会務の決定）
第九條 委員会は、委員三人以上の同意をもつて、会務を決する。

2 前項に掲げるものを除く外、会務の決定に關し必要な事項は、委員会が定める。

（委員の給與）
第十條 委員の給與は、別に法律で定める。

（地方財政委員会規則）
第十一條 委員会は、その所掌する事務について、法律若しくは政令の規定を実施するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基いて、地方財政委員会規則を制定することができ

2 前項の規則は、官報をもつて公布しなければならない。

（聴聞）
第十二條 委員会は、その権限を行使するに必要があると認めるときは、關係地方公共団体について聴聞をすることができ

2 委員会は、その行つた決定又は処分について關係地方公共団体が充分な証拠を添えて、衡平又は公正を欠くものがある旨を申し出たときは、公開による聴聞を行わなければならない。

3 委員会は、前二項の聴聞を行う場合において必要があると認めるときは、参考人の出頭及び意見を求めることができる。

4 委員会は、第二項の聴聞の結果、同項の申出に正当な理由があると認めるときは、当該決定又は

処分を取消し、又は変更しなければならない。

5 前三項に定めるものを除く外、聴聞の手続その他聴聞に關し必要な事項は、地方財政委員会規則で定める。

（意見の申出）
第十三條 委員会は、国、都道府県及び市町村相互の間における財政及びこれに影響を及ぼす諸關係の調整について必要があると認めるときは、内閣及び關係機關に對し、並びに内閣を経由して国会に對し、意見を申し出ることができ

（地方財政に關する報告等）
第十四條 委員会は、毎年内閣及び内閣を経由して国会に對し、地方財政の情況について報告しなければなら

2 前項の報告には、地方財政に關し改善すべき方策についての意見を附けるものとする。

（予算）
第十五條 委員会は、毎會計年度の開始前に、次の會計年度においてその必要とする経費の見積に關する書類を作成し、これを国の予算に計上されるように内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 内閣は、委員会の経費の見積を減額した場合においては、委員会の要求に係る経費の見積について、その詳細を歳入歳出予算に附記して、これを国会に提出しなければならない。

（事務局）
第十六條 委員会の事務局は、委員会の事務を處理する。

2 事務局に、官房の外、左の二部を置く。

財務部
（官房の所掌事務）
第十七條 官房においては、左の各号に掲げる事務をつかさどる。

一 機密に關すること。

二 職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に關すること。

三 委員長の官印及び委員会印を管掌すること。

四 公文書類を接受し、發送し、編集し、及び保存すること。

五 経費及び收入の予算、決算及び會計並びに會計の監査に關すること。

六 国有財産及び物品を管理すること。

七 職員の衛生、医療その他福利厚生に關すること。

八 調査及び統計に關すること。

九 行政の考査を行うこと。

十 公報に關すること。

十一 地方財政及び地方税に關し、圖書を刊行し、及び講習会を開催すること。

十二 地方財政委員会規則案の審査その他総合調整に關すること。

十三 前各号に掲げるものの外、委員会の所掌事務で他部の所掌に屬しない事務に關すること。

財政法（昭和二十三年法律第九号）、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）及びその他の法律に基き委員会に属せしめられた地方財政に関する権限の行使に關すること。

二 国、都道府県及び市町村相互の間に於ける財政關係の調整に關する調査、研究及び意見の申出に關すること。

三 地方財政に關し、調査研究を行い、地方財政委員会規則案を立案し、統計を作成し、その他資料の収集及び配付を行うこと。

（税務部の所掌事務）

第十九條 税務部においては、左の各号に掲げる事務をつかさどる。

一 地方税法及びその他の法律に基き委員会に属せしめられた地方税に關する権限の行使に關すること。

二 地方税に關し、調査研究を行い、地方財政委員会規則案を立案し、統計を作成し、その他資料の収集及び配付を行うこと。

（事務所の職員）

第二十條 事務局長は、事務局長とする。事務局長は、委員会の指揮監督を受け、事務局の事務を掌理する。

2 事務局におかれる職員の任免、昇任、懲戒その他の人事管理に關する事項については、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）の定めるところによる。

（定員）

第二十一條 事務局に置かれる職員は、別に法律で定める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 第五條第二項の規定による委員の任命のために必要な行為は、前項の規定にかかわらず、この法律施行前においても行うことができる。

3 この法律施行後最初の委員の全員が任命されるまでの間は、第九條第一項の規定にかかわらず、逐次任命された委員だけで委員会の会務を処理することができる。

4 委員会は、左の各号に掲げる事項について調査研究し、その結果に基いて、必要な事項を、この法律施行後最初の国会の常会が開かれるまでに、内閣及び内閣を經由して国会に勧告しなければならぬ。

一 日本固有の鐵道、日本専売公社等に対し地方税を課さないことの可否その他地方税の免除の可否に關すること。

二 固定資産税に係る市町村の債権を担保する制度

三 各地方税に關する課税額の總額と非課税額の總額との關係

四 地方税の非課税団体及び非課税物件の範圍と国税の非課税団体及び非課税物件の範圍との關係

5 地方自治庁設置法（昭和二十四年法律第三十一号）の一部を次のように改正する。

第三條 地方自治庁の所掌事務の範圍は、左の通りとする。

一 国と地方公共団体との連絡を圖ること。

二 地方自治に影響を及ぼす国の施策の企画立案及び運営に關し、地方自治権擁護の立場から必要な意見を内閣及び關係行政機関に申し出ること。

三 国家行政組織法第十六條第一項の規定に基く内閣總理大臣の権限の行使について補佐すること。

四 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）に基く内閣總理大臣の権限の行使について補佐すること。

五 地方公共団体の行政及び財政並びに地方公共団体の職員に關する制度について、企画し、及び法令案を立案すること。

六 地方公共団体の行政及び地方公共団体の職員に關する調査を行い、統計を作成し、その他資料の収集及び配付を行うこと。

七 地方財政委員会に対し、地方財政に關する資料の提供を求めること。

八 地方自治に關する圖書を刊行し、講習会を開催する等地方自治の普及徹底を図ること。

第四條第二項中「十二人」を「八人」に改め、同項第一号及び第二号を削り、同項第三号を第一号とし、以下順次二号ずつ繰り上げ、同項第九号中「四人」を「二人」に改め、同條第三項を次のように改める。

3 地方自治委員は、非常勤とする。

第五條第十二号（四）中「（昭和二十二年法律第六十七号）及び

同條同号（九）から同号（二十一）までを削る。

第六條を削り、第七條第二項中「整理し、各部局の事務を監督する。」を「整理する。」に改め、同号を第六條とし、第八條から第十條までを削る。

第十一條の見出しを「（地方自治委員会）の権限」に改め、同條第一項中「議決を経なければならぬ。」を「意見を聴かなければならぬ。」に改め、同項第七号を次のように改め、同項第八号及び第九号を削り、同條を第十條とする。

七 前各号に掲げるものの外、地方自治に關する重要な事項

第十二條第二項中「委員六人」を「委員四人」に改め、同條を第八條とし、第十三條を削り、第十四條中「第九條第五号又は第十條第三号」を「第三條第五号」に改め、同條を第九條とし、第十五條を第十條とし、第十六條を第十一條とする。

6 地方自治法の一部を次のように改正する。

第二百三十八條及び第二百四十二條第三項中「内閣總理大臣」を「地方財政委員会」に改める。

第二百四十六條中「所轄行政庁」を「地方財政委員会又は都道府県知事」に改める。

第二百四十八條中「所轄行政庁」を「都道府県にあつては内閣總理大臣、市町村にあつては都道府県知事」に改める。

第二百五十條中「所轄行政庁」を「地方財政委員会又は都道府県知事」に改める。

第二百五十二條中「所轄行政庁」を「都道府県にあつては内閣總理大臣、市町村にあつては都道府県知事」に改める。

7 地方自治法の一部を次のように改正する。

第二十一條及び第二十二條中「地方自治庁長官」を「地方財政委員会」に改める。

第二十七條第三項及び第四項中「内閣總理大臣」を「地方財政委員会」に改める。

第二十八條第二項及び第三項中「地方自治庁長官」を「地方財政委員会」に改める。

第三十二條中「内閣總理大臣」を「地方財政委員会」に改める。

8 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）の一部を次のように改正する。

別表第一總理府の項委員會の欄中「国家公安委員會」を「地方財政委員会」に改める。

9 当せん金附託案法（昭和二十三年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第四條中「内閣總理大臣」を「地方財政委員会」に改め、同條第一項後段を削る。

10 競馬法（昭和二十三年法律第五十八号）の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「内閣總理大臣」を「地方財政委員会」に改める。

11 自転車競技法（昭和二十三年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「主務大臣」を

「地方財政委員会」に改める。

12 行政機関定員法（昭和二十四年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二條の表總理府の項中「外國為替管理委員會」四四人を「地方財政委員會」一〇一人に、同項中「地方自治庁」一〇五人を「地方自治庁」一五七人に、同項中「計」一五八、一三三人を

「計」一五八、一八六八人に改め、同表合計の項中「一八七三、二七〇七人」を「一八七三、二九〇八人」に改める。

13 總理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十七條中「國家公安委員會」を「地方財政委員會」に改める。

第十八條の表中

國家公安委員會	警察法（昭和二十二年法律第百九十六号）
地方財政委員會	地方財政委員會設置法（昭和二十五年法律第百九十六号）

14 特別職の職員に關する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

「地方自治委員會等」を「全國選出議員選舉管理委員會等」に改める。

第一條第十号の次に次の一号を加える。

十の二 地方財政委員會委員

同條第十九号及び第二十号を次のように改める。

十九及び二十 削除

別表中「國家公安委員會委員」を「地方財政委員會委員長」に、

「公正取引委員會委員」を「公正取引委員會委員長」に改める。

省が解体廃止せられまして以来、政府内部にあつて地方自治振興に關する業務をつかさどる機關についても、幾たびか機構の改革が行われ、現在總理府の外局である地方自治庁が、その任に當つてゐることはすでに御承知の通りであります。しかしながら地方自治の現状は、このようなたゞ重なる制度の大改革にもかかわらず、いまだ必ずしも十分な成果を上げるに至つてはおらず、ことに地方財政の困難と、その自主性の欠如とは、地方自治確立の前途に深い暗影を投じております。同時に、國務大臣を長官とし、配するに地方自治委員會をもつてする現在の地方自治庁の機構をもつてしては、としかく地方財政に關する地方公共団体の意思が十分政府の施策に反映せられないのでありまして、ひつきよりするに、自主的の地方財政を確立強化するためには、地方自治庁という機構そのものがまことに遺憾なことではあります。その設立当初の意圖に反して、必ずしも強力な機關たり得ないことを認めざるを得ないのであります。時あたかもシャウプ税制調査の報告發表の次第もあり、政府はこの報告の趣旨を十分尊重し、長年の懸案であつた地方財政制度の全般にわたつて画期的な大改革を行いますとともに、特に地方自治における最弱點である地方財政關係の確立に強い力を持つ機關設置の必要を痛感し、ここに現存の地方自治庁とは別個の機關として、新たに地方財政に關する地方公共団体の利益擁護機關として、國、都道府県及び市町村相互の間における財政の調整をはかり、地方自治の本旨の實現を推進する機關として、内閣總理大臣の所轄のもとに、

地方財政委員會を設置することとし、本法案の御審議を願ふこととしたのであります。

次に本法案の内容につきまして、概略御説明申し上げます。本法案は大体におきまして五つの部分から成立しております。まずその第一点は、本委員會の任務及び所掌事務の範圍であります。地方自治の確立強化の過程で進んで参りますにつれ、政府内部におきまして、地方自治のことに當る機關の任務にもまた変化が生じて参りますことは當然であります。ことに今同断行せんといたします地方財政制度の大改革に伴ひまして、中央におけるこの種機關の任務につきましても、地方自治の根柢たるべき自主的の地方財政の確立強化に重点を置かなければならなくなつたことは當然であります。本委員會の設置はまさしくこのような地方自治の現段階における要請に即応せんとするものでありまして、政府内部にあつて、相當程度の獨立權限を行使しつつ、地方財政自主權の確立を推進し、地方財政に対する一方的な國家意思の支配を排除するとともに、國家財政と地方財政及び地方公共団体の財政相互間の調整をはからんとするものであります。換言いたしますならば、本委員會は形式上は總理府の外局であり、相當広汎な獨立權限を有し、地方税法、地方財政平衡交付金制度等、地方財政制度の円滑なる運営確保の責めに任ずるとともに、地方財政制度全般について絶えず必要な調査研究を行い、必要事項については隨時、あるいは国会及び内閣に意見を申出で、あるいはまた關係機關に必要な助言を行い、もつて地方自治の進展に

資するところあらんとするものであります。

その第二点は、委員會の組織であります。以上のような本委員會の任務の重要性と、特殊性格とに基づき、本委員會は、地方自治に關し、すぐれた識見を有する者について、内閣總理大臣が任命する五人の委員をもつて組織することとし、委員のうち三人は、全國都道府県知事の連合組織、全國市長会の連合組織及び全國町村長会の連合組織が、それ／＼推薦した者を含まなければならぬこととし、その利益代表機關としての色彩を組織の上に強く反映せしめるとし、また委員の罷免につきましては、一定の分限規定を設けて、政府の一方的措置を排除いたしまして、その獨立性を強くし、地方公共団体の意思が國家により一方的に不當に抑壓せられることのないよう措置を講ずることとしたのであります。

その第三点は、委員會の持つべき權限であります。本委員會の權限をいたしましては、委員會設置の趣旨にかんがみ、従来内閣總理大臣の權限に屬しておりました地方財政に關する諸權限のうち、地方税法制度に關する法律案の企画立案權を除き、他はすべてあげてこれを本委員會に委譲することとし、その獨立性を強化するため、地方財政委員會規則の制定權及び委員會の所要經費確保に關する請求權を付與し、隨時地方財政に關する必要な意見を國會、内閣及び關係機關に申し出る權限を與えるとともに、地方財政の状況を毎年國會及び内閣に報告する義務を課して、國會及び内閣との連絡の緊密化をはかり、聽聞の權限及び義務を規定して、その業務運営の適正を期

し、もつて地方公共団体の利益の正當なる擁護者たる地位の確保をはかつてゐるのであります。

その第四点は、委員会の事務局局であります。地方財政委員会の持つべき性格とその任務とにかんがみ、委員に置かれる事務局としては、官房のほか財務部と税務部の二部とし、前者は地方財政平衡交付金法及び地方税関係法規を除く地方財政関係法令の施行の事務に当り、後者は、地方税関係事務の執行に任ずることとしたてております。

その第五点は、地方自治庁設置法の一部改正及びその他関係諸法令の一部改正であります。まず、地方自治庁設置法の一部改正であります。地方財政委員会の設置に伴い、地方自治庁の任務及び所掌事務の範囲について、変更が生じて参ります結果、本法律案の附則において、地方自治庁設置法の一部に所要の改正を加へることとしたのであります。すなわち、第一に地方財政に關する強力な地方公共団体の利益擁護機関として本委員会が設置せられます結果、地方自治庁は国と地方公共団体相互間の連絡機関たることを主要性格とし、地方行政及び地方公務員制度に關する法令案の立案に當るとともに、あわせて地方自治に關する内閣總理大臣の権限行使の補佐に當ることをその任務とすることとし、地方財政委員会と相並び長短相補いつつ、地方自治の推進に邁進することとしたのであります。第二に、従来地方公共団体の利益擁護の任務を持つておりました地方自治委員会議は、新たに強力な地方公共団体の利益擁護機関たる地方財政委員会を設置すること

となりました結果、その性格を地方自治庁の諮問機関に改め、その構成人員もその性格にふさわしいものに改正することとしたのであります。第三に、その事務局であり、財政部、財務部、税務部の大幅な地方財政委員会への委譲に伴い、従来の部制はこれを廢止し、簡素かつ能率的な構成をとることとしたのであります。

最後に地方自治法、地方財政法等、その他の諸法律の改正であります。地方財政委員会の設置によりまして、既存の諸法律中に規定せられております内閣總理大臣及び地方自治庁長官の地方財政に關する諸権限のうち、相当部分が地方財政委員会に委譲せられます結果、本法案の附則において必要事項を改正し、字句の整備を行つたのであります。

以上が本法案の提案の理由及びその内容の概略であります。なお最後に、本委員会の設置の時期について一言申し述べておきたいと存じます。本委員会の設置は、今回断行せんといはれております地方税制の改正、地方財政平衡交付金制度の実施と一体不可分のものでありまして、当初これら諸改革の実施と同じく、本年四月一日発足を目標としておつたのであります。したが、関係諸方面との折衝に意外の日時を費さざるを得ないこととなり、また結果、予想外に提案を遅延いたさざるを得ないこととなつたのであります。もとより法案成立の上は、ただちに発足いたすべく準備を怠るものではないと思つて、何とぞこの間の事情をわけて御了承の上、慎重御審議を重ねられ、すみやかに御議決あらんことをお願いいたします次第であります。

○鈴木委員長 これにて政府の提案理由の説明は終了いたしました。これより質疑に入ります。質疑の通告がありますから、これを許します。門司亮君。

○門司委員 これは逐條御説明を一応願うことにしたらどうかと考へるのですが、ただちに質問に入りますか。

○鈴木委員長 質問に入りたいと思ひます。時間の關係もありますので、ひとつ御質問をお願いいたします。

○門司委員 それでは質問をいたしたいと思ひますが、十分了解してない点もあると思ひますので、その点ひとつ當局も心得て御答弁願ひたいと思ひます。

最初に大臣の今の御説明であります。が、権限の問題であります。御説明によりますと、地方税財政制度に關する法律案の企画立案権を除いてその他のものを本委員会に委譲して、その独立性を強化するため、地方財政委員会規則の制定権及び委員会の所要經費確保に關する請求権を付與する、こういう字句が使つてあります。なお国会、内閣及び関係機関に申し出る権限を與えることにも、こういうふうになつておるのであります。さらにその次に、それらの状況を毎年国会及び内閣に報告する義務が課してある、こういうふうにして書いておるのであります。この條項と第四條の第十二号との関連であります。第四條の第十二号には、「毎年度分として交付すべき地方財政平衡交付金の總額を見積り、各地方公共団体に交付すべき交付金の額を決定し、及びこれを交付すること」と、こういうふうな表現がなされておる、この總額を見積るといふことだけであつて、その

してこれは予算編成に當つてはただ單にここに書いてあります国会及び内閣に報告するといふ程度であつて、これはまた予算編成に當つての権限といひますか、予算編成に當つてのこの委員会の力かどの辺まで行つておるのか、大臣の説明だけでは一向わからぬのでありますが、この間の説明をちよつとお願いいたします。

○本多國務大臣 これはただいま御了解になつておる通りであります。地方財政平衡交付金の額を見積るのでございます。見積りまして、これを政府に對して予算に計上するように要求いたします。しかしどうしても要求がいられず、また政府との意見が合致いたしません場合には、地方財政委員会はこのことを国会に意見を申し出ることもできます。政府としてもこの予算書には必ず地方財政委員会の要求はかくのごときものであるといふことを付記しなければなりません。さらにまたそれには地方財政委員会から持ち出した参りました財源等も付記して国会に示し、そして国会の判定を仰がなければならぬといふことになつておるのでございまして、これによりまして、各省等の予算案が閣議で最後決定であるといふこととまとめられるのに比較いたしまして、相当強く、その財政委員会の主張は最終決定に、その主張の根拠を明らかにして国会に付議されるというところで意見が尊重されるものと、かように考へておる次第でございます。

○門司委員 そうしますと、この法案の最も重要な点は、実はここだけだと私は考へておるのであります。委員会ができました、そしてこれはその總額を見積ることだけができるというこ

とになるのであります。しからば今の大臣の御答弁のような範圍内であると、ただ單に私どもは形式と云うと怒られるかもしれませんが、あるいは形式のような形に流れてはしないか。しかもそれはすでに予算案が編成されたあとでないと、国会に對してはただ報告だけで、国会はこれを修正することができればけっこうであります。なかなか現実の問題としては私どもはそういうことには参らぬと考へておるのであります。ところが一方においては、ただそれだけの権限でありまして、他方においてはこの條項の下に書いてありますように、これは各地方公共団体に交付すべき交付金の金額を決定するといふふうな相なつておるのであります。もちろんこの金額の交付に對しましては、不平のある場合には委員会に不平を申し出ることもできます。いろいろ救済の道は開けておるようでありまして、実際の問題といはしましては、なか／＼そうしたことも私どもは困難ではないかと考へる。そこで問題になりますのは、予算の編成に當りましては、この委員会が比較的大きな権限を持つていない。地方に交付する場合にのみかなり強い権限を持つておるようになつてゐる。これは考へられるのであります。こうなつて参りますと、この機關は場合によつては、心の持ち方によりましては、地方公共団体に對して必ずしも、大臣の説明のようになつて十分な財源を與える機關にはなり得ないやないかといふような感じが、われ／＼にはするものであります。それは過去においていろいろ例をわれ／＼は持つております。というのは昨年の予算における例の配付税で

ありますが、配付税の額が著しく国家予算の関係から減じられておる。今度はそれが、おそらく昨日か提案されたと聞いておられます。平衡交付金の処置によつて出て来ると思ひますが、たとえば平衡交付金法の中で定められた財政需要、いわゆる標準需要というようなものが出て参りまして、法律で定められた額がはつきり出て参りました。この予算関係からこれが圧縮されることは私も容易に考えられるのであります。その場合に、この委員会が先ほどの大臣の説明の範囲では、非常に私は弱いものになつて、今までとほとんど何らかのなりやうなことにしなさい。同時に繰返して申し上げるが、反面、地方に対してのみ非常に強い力を發揮するやうになるやうなことにしなさい。か、という一抹の懸念を私は持つのであります。この点に關しての大臣のお考えを承りたいと思ひます。

○本多國務大臣 この点も御了解になつておる通りでございます。地方財政委員会は、平衡交付金の額を見積つて、予算に計上する政府に対して要求する権限だけでございますが、かりにこれでは不十分である、平衡交付金のこの法律による算定額を、この地方財政委員会が決定する権限を持つたらどうかという点であります。いかなる場合にも国家全般的な財政事情というものとのつり合ひで考慮しなければならぬものでございまして、この地方の擁護機関である使命を持つておる財政委員会に一方的に予算の一部分を決定せしめるということとは、これは国家としてできないことであると思ひます。しかしその意見はどこ

までも強くこれを明らかにいたしました。国会の裁定を待つということでは、政妥当なる主張でありましたならば、政府もいれべきでありますが、たゞ、政府との意見が一致しない場合でも、国会において十分審議せられまして、公正な御決定が願えるものと考えておるのでございます。さらにそれでは配付する場合の配付金についてはどうか。これはすでに国家の予算の面におきまして、平衡交付金の総額というものが決定するのでございますから、その決定した平衡交付金の額をいかに配分するかという、その配分につきましては、これは政府が管掌するよりも、やはりこの地方利益代表機関たる財政委員会におきまして、平衡交付金の概算の見積りもやつておることとでございますから、ここにまかして配付せしめるということで、最も適当に行われるのではないかと考えております。この地方財政委員会が地方団体の間に不公平な措置が行われはしないかという御心配もあるかと存じますけれども、これは政府代表の委員、都道府県知事の代表委員、市長会、町村長会の代表の委員等五名をもつて組織しておるのであります。その間推薦母体との関係もありまして、必ず公正にやるといふことを期して行つてくれるものと期待しておる次第でございます。

○門司委員 それでは次に御質問いたしますのは、條文に従つてお聞きしたいと思ひますが、第三條の一の一番最後に書いてあります「地方公共団体の財政の運営に關し助言すること」の範圍というところの助言ですが、この助言の範圍がもし御説明ができれば、御説明をお願いしたいと思ひます。

○本多國務大臣 この助言の点でございますが、具体的にどういふ助言をするかと申すことは、その場合々々なれば申し上げられないのであります。けれども、たとえばこの予算の運営について、あるいは税の徴収方について、すべて全国的均衡というやうなところから考えまして、適當な助言をした方がよい場合があると思ひます。ただしこれは助言でございますから、地方団体がどこまでも信念を持つて、その助言に従わないというやうな場合は、やむを得ないのでございます。善意の注意を與へまして、反省して研究をしてもらうという意味のものでございます。

○門司委員 次には、逐條説明を聞いておられますので、非常にめんどむだと思ひますが、四條の第十五になつております、一番最後にあります「都道府県知事に対して、指示をすること」はできるということが書いてあるのではありません。この「指示をする」ということと、先ほどの三條の助言というの

は、二体どういふ形を使つておるのかという点であります。先ほどの大臣の説明によりますと、助言の範圍は、なるほど命令でもなければ、指令でもないといふことになつておりますが、指示といふことになつて参ります。多少命令に近い強いものになると私は考えておるのであります。この辺はどういふことになつておるかというところの御説明をお願いしたいと思います。

次に、第十八であります。十八に「農地に対する固定資産税の課税標準とすべき農地の価格に關する倍率を決定すること」と書いてあるのではありません。ところがその前の十七号につきましては、やはり「固定資産税の課税標準とすべき固定資産の価格の評價について、技術的援助及び助言を與へること」とこれを農地を特に區別されること。これを農地を特に區別される理由を明らかにしていただきたいと思ひます。私がそういう質問を申し上げますのは、私も農地に対しては、特別の考慮を拂うべきではないかということに一應考慮のありまして、農村の実情は、昨日でありましたか、農業調整委員の代表者が参りまして、陳情をいたしておりましたので、大臣も十分御承知だろうと思ひますが、農村の実態といふものは、農地に対しては、都府の土地と同じように標準課率をかけられるといふことは、一應迷惑であるとともに、たとえば建物にいたしましては、季節的に利用する建物がたくさんあるのではありません。そしてほとんどそれは季節的の利用であつて、實際上の運営といふものは、一年中これを使用するわけに行かない。たとえばタバコの地帯でありますならば、タバコを乾燥する場合に、非常に

大きな家屋が必要である。養蚕の場合におきましては、やはり同じことが言える。普通の農家におきましては、堆肥をつくります場所、あるいは脱穀調製を営みます納屋であるとかいふようなものは、家屋はなるほど大きな家屋を持つておりますが、實際の利用価値から申しますと、ほんとうに季節的なものだけでありまして、必ずしも都會における普通の住居と見なします場合よりは、この利用価値は、きわめて薄いものであるといふやうにわれわれは考えられるのであります。従つて、もし第十八号にあるやうに、農地に対して特別の考慮が拂われるといふならば、農村のそうした季節的のみに使用いたします家屋等についても、一應の考慮が拂われてしかるべきだと考へるのであります。その間について、どういふお考えをお持ちになつておりますか。

○高辻政府委員 助言と指示の關係について、御質問があつたわけでございますが、助言の方は、助言をされる方に主體を持ちまして、それ／＼の事項に關して、文字通り助言するわけでございます。指示の方は、こちらの側がむしろ積極的に、こうすることの方がよろしいではないかというやうな氣分の相違でありまして、法律的には指示だからと申しまして、それによつてただちに拘束を受けるというやうなものではないのでございます。

○本多國務大臣 實は二十五年につきましては、農地の倍率も二十五年に限りその倍率が決定されて、その通りやるのでございます。二十六年以後の農地の評価につきましては、やはり時価算定の方法として、賃貸価格の不

均衡を今年一年の経験によつて、是正できるものは是正いたしました。やはり貸賃価格を基礎にして、評価するといふことにいたしました。と考へておりますので、その倍数が本年は九百倍でございますが、それを何倍にするかといふことをきめなければならぬのでございませう。さらに農家の肥料小屋のような、建物として利用価値の点からいつても、また建物そのものの価格からいつても、まことに低いものについて、特別の考慮を拂うべきではないかといふ、ごもつともな御意見でございますが、そうした点につきましても、適当な考慮が当然拂われると存じますけれども、地方財政委員会といたしまして、その評価等について、適正に指導いたしたいと考へております。

○門司委員 そのほかの問題といたしましては、五條の委員の構成であります。委員の構成は、一応非常に妥當のように見受けられるのであります。が、ただこの「地方自治」に關し、優れた識見を有する者のうちから、兩議院の同意を得て内閣總理大臣が任命する。こゝういふことになつておりますが、その次には、各都道府県知事の推薦者、あるいは市長、町村長のおのゝ連合機關の推薦した者、こゝういふ形になつておるのであります。

次に、私のお聞きしたいと思ひますことは、これは私聞き過ぎかも知れませんが、国会の承認を得るといふことになつて参りますと、現在のような政党的政治を行つておられます議會においては、非常に虚しく、何人を見てもちつともさしつかえない學識経験者がおられれば、こゝうであります。が、往々にして、こゝういふことで

ないような場合が、これは少し突き進んだ話であります。内閣がかかれ、その委員もあとの二人だけしかわらなければならぬといふことができない。こゝういふふうな考へておられます。その間についての問題を、もし大臣に御答弁ができませんならば、以下六條、七條に書いてあります身分保障と離れて、一応何らかのお考へが、ありますならば、この機会に承つておきたいと思ひます。

○本多國務大臣 この点は、まづたゞ政府といたしまして、注意をいたして人選に當りたいと存じます。政府が獨自に選定できます者は二名でございまして、その他の三名は、それ〴〵地方團體の長の組織の推薦する者となつておられます。こゝはその方で選定されることと存じますけれども、それでお話の通り、時の政府の都合のいいといふような考へをもつて選定してはならないと考へております。また地方財政に經驗のある人で、政党政派等に偏してゐるといふような弊害の伴わない人であるかどうかといふことは、おのずからわかるわけでありまして、そうした基準において推薦をいたしたいとただいま考へておられるところでございます。

○門司委員 さらにその次に關いておきたいと思ひますことは、附則であります。この附則の中の第三條に「地方自治庁の所掌事務の範圍は、左の通りとする。」といふことで、非常に範圍が狭められて参つておるのであります。そして今までの地方自治に關係しておりました委員会の人員が非常に減つておられます。同時に機構が少しばかりかわつておられるのであります。

すが、私どもの考へ方といたしましては、この附則において前の地方自治庁の設置法が相當制約はされて参つておられますが、依然として地方自治庁の設置がそのまゝの姿で残されて、その主管大臣がここに置かれることになつておるのであります。ところが附則の最後に書いてあります人員を見てもみますと、自治庁の人員は五十七人という数字が出ておるのであります。が、自治庁の機構が大きいわけに参りまして、そして地方財政委員会にその過半数が大体吸収されるようになつておりました。残りの自治庁の連絡機關といふものは、單に人員から申し上げても五十七名であつて、それの仕事は地方自治に關する單なる連絡機關にすぎないような状態になる考へております。現在の自治庁の最も大きな部分が獨立して他になつてゐる場合に、依然として自治庁の長官は國務大臣であるといふことの條項が残されておられるのであります。私はこの点は少し地方財政委員会とのつり合の上から申し上げても、はなはだ承服しがたいといふか、解しがたい考へ方を持つております。この大臣が残された理由についての御説明が、もしできますならば承りたいと思ひます。

○本多國務大臣 規模についてはただいまお話の通りでございます。できまゝのことならば行政機構簡素化の見地から、一つの役所を二つにはしたくないのでございませうけれども、どうしてこゝういふ建前をとらざるを得ないような事情でございませう。その事情と申しますのは、地方財政に直接關係のある事項に獨立性のある権限を持つてやら

せるところの地方財政委員会をつくるという場合、そこに地方自治法その他總理大臣として持つておられます地方行政に對する仕事をあわせてやらせまうといふことは、獨立性のある官庁であります。關係がからまことに不當であるのでございませう。そのために地方財政委員会はこゝの平衡交付金法による権限、さらに地方税法で定まつておりまするいろ〴〵の地方財政委員会として處理しなければならぬ事項、その他起債あるいはまた法定外税の新設に準ずるような宝くじ、競馬、競輪といふようなものの許可権を與えておるのでございませう。これらはいずれもその地方財政に直接關係のある事項で、法律で定められた範圍内の所掌事務がはつきりしているものでございませう。これは獨立性という見地からいふと、この範圍内にどうしてもとどめることが適當であると思ひます。こゝういふことを、總理大臣の地方行政の他の事務といふものはどこかに担當せしめなければならぬことになりませう。この場合やはり地方自治庁の機構を、部等は廢止いたしまして、規模を縮小して設置しておくことが適當であらうと考へた次第でございまして、地方財政に關する直接の権限はなくならしめたけれども、しかし政府と地方自治法との連絡に當るといふ仕事は、また政府として相當重要な仕事でございませう。規模は縮小いたしましたが、その長官に任じた方が適當であらうとの結論に達した次第でございませう。この外局の制度が始まりまして以來、非常に小規模なものであり、こゝうした制度が増加して行く傾向にある

のでございませう。これらについては將來の行政機構の改革の問題として、さらに研究を続けたいと存じております。たとえば北海道開発庁のごとき、定員で予定しておりますところは三十名くらいでありますけれども、やはり國務大臣をもつて長官に充てて、これは外局で委員会としての執行機關がこゝうしてございませう。お話の通り少しく複雑になり過ぎる観があるものでございませう。この点は將來の研究によりまして解決いたしたいと思つております。

○門司委員 非常にわかつたやうなわからぬやうな御答弁に私は拜聴するのであります。私がこゝういふ質問を申し上げたのは、すでに地方の行政におきましても、その財政の基礎が地方公共團體の民主的な一番大きな基礎になるべきものであります。その他の行政はその財政を中心とした一つの行政連絡でありまして、内務省を解体いたしました趣旨も私はそこにあつたと考へておるのであります。そしてこの地方財政委員会の制度がしかれますのも、私はやはり一連の関連性を持つた一つの行き方だと考へております。しかるに内務省の変形にひとしいやうな自治庁が非常に小さな規模の上に、また一つの國務大臣の所掌のものに置かれるといふことになつて参ります。これはわれ〴〵のあるいは偏見かも知れませんが、依然としてこゝに官僚温存の弊害が免れないといふふうな考へられるのであります。せつかく形の上において、これは單に私は形の上と申し上げておきますが、形の上において非常に民主的な地方財政委員会がございまして、地

方財政に關する直接の権限はなくならしめたけれども、しかし政府と地方自治法との連絡に當るといふ仕事は、また政府として相當重要な仕事でございませう。規模は縮小いたしましたが、その長官に任じた方が適當であらうとの結論に達した次第でございませう。この外局の制度が始まりまして以來、非常に小規模なものであり、こゝうした制度が増加して行く傾向にある

方の行政に対して連絡機関とはいいいながら、やはり多少の監督あるいは権限を持ち合せておられる自治庁を、依然として残さなければならなかつたといふことについてのたゞいまの大臣の答弁に対して、私もまだ研究し得る余地があるというお話をございまして、それで大臣のお気持だけはわかるのでありますが、これには実は承服したいのであります。

その次に一つ聞いておきたいと思ひますことは、この法案を施行するにあたりまして平衡交付金との関連であります。この十四條の一項を完全に施行いたしますためには、相当に私は調査の機関が必要だと考えられる。その場合に地方財政委員会から従来あります、たとえば農業関係のある作報の事務所のようなもの、地方から参りまするすべての情報、各都道府県が標準財政需要額に応じてそれ、いろいろなことを具申して来るでございまして、それをそのままこの委員会に取上げるのか、あるいは現在農林省がやつておられますような作報事務所のやうなものがそこにきて、そうしてやはり地方の公共団体から来たものはそのまま信用するわけには行かない。やはりこの委員会独自の立場でそういうものを調査する、あるいは研究して行くというような機関がもし將來設けられるような考え方があるかどうかといふこと、それから同時にたゞこの機関の中に命ずると言つては語弊がありますが、話をして、そういう情報をお集めになるような機関的なものを設置されるお考えが將來あるかどうか。

○本多國務大臣 この地方財政委員会地方財政の調査のために、作報に類したような機構を設けるという考えは全然ございせん。これは市町村の資料は府県知事が調査いたしましたして、府県知事が意見を付して地方財政委員会に提出する。この方法で十分に目的は達せられると考えております。この平衡交付金の交付に対する基準はおおむね客観的な條件で定まるのでございまして、實際に行つております行政費が幾らかかるといふことは関係なく、人口、面積その他の標準によつて定まつて参りますので、そうしたことで大なる支障、欠陥は生じないようにな運籌できるものと考えております。

○門司委員 これはこの前の委員会でもありますが、例の地方税の問題、さらに平衡交付金の一部支給の際に私聞いたのでありますが、法律の用語でありましたが、地方税法にいたしまして、都道府県並びに市町村に対しては、これを以下地方公共団体という文字を使つておるのでありますが、自治法にはこの前申し上げましたように、依然として地方公共団体という文字が使つてある。一連の関連性を持つておる基本法たるこの法律には、やはり地方公共団体といふことがはつきり明示されておるものでありますが、一体この関連はどういうふうな解釈してよろしいか、われわれは理解に苦しむのであります。公共団体と言わなければならぬ理由がどこにあつたのか。この法律の用語はこの前申し上げましたように、一応関連性を持つものについては統一をしておいたがとせんと、おかしな感じがするのであります。

○本多國務大臣 実はこの点は統一をとり、その限界を明確にするために規定を設けたのでございまして、地方自治法の上における地方公共団体と申しますのは、府県、市町村のほかにはいろいろのものを包み込んでおるのであります。でありますから、地方公共団体という名前を用ひますことは、税法上非常にまとまりの悪いものになりますので、その地方公共団体の中で府県、市町村といふものを地方公共団体、市町村となつて簡略に表現して行く方法をとつたのでございまして、御承知のように地方自治法の上におきましては、一部事務組合も公共団体としてありますが、その他にもいろいろあるのでございまして。その中の府県、市町村、これを地方公共団体——課税のための関係のある範囲といたしましては、府県、市町村でございまして、それをさすといふことを明らかにいたしまして、表現の簡素化をはかつたつもりでございまして。

○鈴木委員 次に立花敏男君。○立花委員 大臣の提案理由の説明の要旨から入りたいと思ひます。大臣の説明の一番最後のページでございまして、「本委員会の設置は、今回暫行せんといたしております地方税制の改正、地方財政平衡交付金制度の実施と、一体不可分のものでありまして」といふ言葉があるのでございまして、どういふ意味で一体不可分か、はつきりお伺ひしたいと思ひます。

○本多國務大臣 これは地方税法に、地方財政委員会設置すべき規定が設けられております。それを地方財政委員会が処理して行かなければならぬといふ点において、税法の実施と不可分であるといふことが言えると思ひます。

また平衡交付金につきましては、御承知の通りその概算の見積り、あるいは具体的に各府県に交付する金額の決定、さらに交付までやるのであるから、まつたく不可分であると思ひます。表現して妥当であらうと考えております。

○立花委員 大臣の御答弁のように、この三者が一体不可分であるといふことは、その審議も一体不可分でないべからぬと思ひますが、その点どうでございましょうか。

○本多國務大臣 これは法案としては審議は同時にしていただくことがまことに適切であると思ひます。しかしやはりこれをかりに一体のものとして政府が提案いたしましたとしても、税法は通り、平衡交付金は成立しないといふやうな場合も考えられないとは限らないのであります。そうした場合はどうするか、税法だけでも実施できるものであるかといふことになりまして、これははともにも成立が最も望ましいのでありますけれども、可分でも政府は実施して行く方法をとつて行かなければならぬ。さらに法案の提出の方法といたしましては、できる限り、提出できるものは先に御審議を願うという趣旨で、司令部の承認を得次第提出をいたしておるのでございまして。ようやく昨日この関係法案の三つがそろつて提案になつたことになつておるのでございしますが、これはやはり密接な関係にある法案であります。全部一体として御承認願うことが最も妥當なものであると考えております。

○立花委員 そういふ仮定の論議でなしに、實際国会の審議におきまして一体の審議がやられたかどうか。大臣はどういふお考えか、承りたいのであります。

○本多國務大臣 これは審議上可分不可分かといふことは、審議せられる方の主観によつてきまることであります。私どももいたしましては、できる限り提案できるものは先に出し、そうしてまたこれが全然不可分のものであつて、他の法律が成立しなければ、この法律の施行が全然できないものであるといふやうなものでありまして、ならば、これはまつたく一体でございまして、二つにわけて提案することは困難であると存じます。たとえば予算と平衡交付金法との関係において、平衡交付金が成立しない場合にはどうなるか。これは平衡交付金が法律によつて配付されることが望ましいのでありますから、ぜひ平衡交付金法の成立を希望いたしますけれども、成立しない場合にはどうなるか。そうしましたならば、平衡交付金法の精神に従つて配付する他の方法によるかははたしないのであります。それでは平衡交付金法の成立、修正等の模様によつて、予算に變更を来すやうなことでありまして、ならば、これは不可分のものと考えていいと存じますけれども、平衡交付金法といふことによつて予算に變更を来すといふことは、あるいは可分審議もできることと存じます。しかし可分なりや不可分なりやといふことは、審議せられる方の主観によつてきまることであります。決して政府の方で不可分であると言われる人に反対する考えではございせん。

○立花委員 私はもつと簡単な御答弁を要求したのですが、どうもごちやこ

ちや言われて、結局要点をそらしておられる。予算と平衡交付金の問題においても、大臣が言われましたように、これは明らかに一体審議をやらなければならぬのがやられていない。この間通りました地方税法とこの地方財政委員会法は並行審議をやらなければならぬものであるが、これがやられていない。そこでお尋ねするのですが、もしこの地方財政委員会法案が通過いたさなかつた場合には、先般通つております地方税法はこの委員会法と重大な関係がありますし、法案の中にも、地方財政委員会に關連する規定がたくさんございまして、そういうものを修正しなければいけないと思ひますが、その点について大臣はどういうふうにお考えでありますか。

○本多國務大臣 地方財政委員会の設置法が成立しないということが確實であるということになれば、修正をしなければならぬことは当然でございます。

○立花委員 それからこれは、まだ新しい昨日の問題でございまして、昨日実は私委員会におきまして、地方財政平衡交付金一部概算交付暫定措置法が提案になつて、そして緊急上程されて通過せしめられておりますが、この問題も実はこの地方財政委員会と非常に密接な関係があると思ひます。従つて内閣委員会にすでに提案になつており、大臣の説明もあつたものでございまして、私どもの委員会におきましても、一体不可分のものとしての立場から、その説明を求めたのでございまして、遺憾ながらこれも許されず、私個人的大臣にお尋ねしました場合には、大臣は必ずやると言われておきながら、やはりやられておらない。これは一体不可分と認めながら、しかも審議をやらねばならぬものをやらないでいるということ、この責任はやはり大臣はおとりにならなければならぬと存じます。單に言葉の上だけでは、一体不可分ということをおつしやり、実際の審議にあたつては、一体不可分の審議を議員をしてやらしめないという形をとつておるのでありますが、この点について大臣は責任をお感じになるかどうか、はつきりしておいていただきたい。

○本多國務大臣 この地方税法に關連しまして、地方財政委員会、平衡交付金の要綱等もお示しいたしまして、その關連した範圍内においては、いろいろ御質問等もあつたのであります。政府といたしましては、そうした方法によつて審議を盡されまして、促進していただきたことを感謝いたしておる次第でございます。ぜひあとがら出ましたけれども、この平衡交付金並びに地方財政委員会の設置法案は、かように密接な関係のものでございまして、これもすみやかに御議決をお願いいたしたいと思ひます。

○立花委員 大臣自身が一体不可分だと言つておられるものを、ばら／＼にあつてお出しに来て、これも關連があるのだからやつてくれというふうな形は、実は私も委員会あるいは国会の審議権を、政府みづから侮辱なさるものじやないかというふうな考へるのでもございまして、これは意見になるので、これ以上追究いたしません。

次にお尋ねしたいと思ひますのは、この法案が数箇月——と申したら少し大きくなりますが、少くとも二箇

月ばかりひつかつておつた。その間に重大な考への変更が起つておる。と申しますのは、ここにもお書きになつておりますように、自治庁が存続されるということがはつきりしたわけておるのであります。これはシャウプ勅告によりまして、自治庁の廃止ということはありますし、それから自治委員會議の廃止というやうなことも当然含まれておると思ひますが、これらがやはり存続されておる。しかも地方財政委員会に主務大臣を入れるか、いなかの問題も、入れないということにはつきり決定されておる。こういう關連が私どもどうもみだめないのであります。が、今までの關係方面との経過に關する御説明と、大臣のお考えになつておられることを、率直に御披露願ひたいと思ひます。

○本多國務大臣 關係方面との折衝の内容を、一々は申し上げられませんが、あれども、大體問題点は、たゞいまお話のありましたやうな点でございまして、國務大臣を地方財政委員会の委員長に充てることがいいか悪いかという点は、司令部と政府の間に長く折衝、研究せられた問題でございまして、さらにシャウプ勅告には、地方自治庁を廃止するということを入れておられるのでありますけれども、地方財政委員会の獨立性と關連するものであります。また、獨立性を強化するとして、まづたく獨立性を強化するとして、總理大臣の補佐的職務は、そこへこれを一緒に所管せしむることは適當でない、またその獨立性を、國務大臣でも委員長にして、それは政府との獨立性の強いものでないと思はれ、總理大臣の自治法上その他の事務も一緒に、この財政委員会に所管させてもよからうというやうな点で、長く研究の時間を費し、司令部との折衝に時日を費したのでございまして、やはりこの地方財政委員会は獨立性を強くし、そしてその所掌事務の範圍は、地方財政直接事項に限定することが適當であらうという結論になりました。そうなりますと、結局總理大臣のその他の事務は、別の機關を設けてやらせることが適當である。それならば地方自治庁の規模を縮小してやつて行くことが妥當であらう、かように折衝においても、政府の研究においても最後の決定をいたしました次第でございまして。

○立花委員 次に伺ひたいのは、内務省はなぜ廃止されたのかという、根本的な理念をひとつ承りたいと思ひます。

○鈴木委員長 立花君にお諮りします。が、現在議題となつております地方財政委員会設置法案について、御質疑を願ひたいと思ひます。

○立花委員 私お尋ねしましたことは、言葉で簡略にしたので非常にことびのやうに聞えたかも知れませんが、実は私も今同様の地方財政委員会法の設置の基本的な考へ方は、終戦後内務省を廃止するにつぎましては、憲法に定められておるやうなところの地方の民主化、地方自治の確立という方向と。かつての内務省との根本的な考へ方の相違、そういうところから内務省の廃止の原因があつたと思ひます。が、その内務省の廃止の理念がゆがめられまして、この地方財政委員会の設置の法案の中に、多分に復活されて、温存された形で生かされようとしてゐる。そういうことを私は懸念いたしますので、大臣に、まずこの法案の逐條

的な質問に入ります前に、内務省の廃止された根本的な理念、内務省の存在と地方自治の確立との間の關係をお伺ひして、根本的な点に触れておきたいと思ひますので、お尋ねしたわけでありませう。

○本多國務大臣 内務省は御承知の通り、全国の府県知事の任命権を握り、種々の地方行政に対する許可権等を掌握し、はなはだしく中央集權主義であつた。かくのごとき中央集權主義の制度は、民主主義のもと、地方自治体を発達させるにふさわしくない機構であるというところで、廃止になつたものと私は考へております。今回地方財政委員会が獨立いたしました、その残ります部分を担当する自治庁も残りますけれども、その内容をごらんください。まづそればかりです。昔の内務省の権限、監督というものは全然ないのでございまして、まづたくこれも地方財政委員会と同じく、地方自治制の擁護促進に援助を與えて行く機關でございまして、でありますから、その点は國務大臣がかりに長官になりまして、昔の内務省などというものは、性格の全然かわつたものであると御了承願ひたいと思ひます。

○立花委員 私の申し上げておりますのは、地方財政委員会そのものの性格が、内務省の性格を帯びて来るということをおつておるのであります。と申しますのは、地方財政委員会は、その機能の上におきまして、地方税法の運営、あるいはここに書いてありますように、地方財政平衡交付金の運営を根本的に握ります役所でございまして、しかも地方財政平衡交付金は、徹底的に對する重要な制限を地方に對して加

えます。さらに今回は私もまだ地方財政平衡交付金の内容を見ておりませんが、聞くところによりますと、地方財政平衡交付金の一つの規定でございました標準行政という面は、創設されるところを承つておるのでありますが、徴税の面において、さらにこの行政の面において、大きな地方の自治に對してひもをつける役割をするのが平衡交付金でございます。さらに先般通りました地方税法に至りましては、また地方の住民にとりましては、重大な経済的な負担になるのでございますが、それに対しまして、やはり平衡交付金を通じて、標準税率の七〇%をとらなければ平衡交付金を削減するというような規定がございます。実に大きな経済的な統制力を持つものでございます。従つて私も、地方財政委員会と申しますものは、地方の自治にとりましては、その運営いかにによりましては、大きな死命を制する役割を持つて来るのじやないかと思つてございまして、その点で大臣より、そういう心配はないということをもつと具体的に御説明願いたいと思つてございまして。

○本多國務大臣 地方財政委員会が、内務省の性格を持つてあらうというその御見解は、また地方財政委員会の性格の十分な御認識をいただいていない結果ではないかと思つて、従来の内務大臣のやつた、ああいう内務省の性格とまた、地方自治体の立場に立つて、その地方自治体擁護の機関として構成されるその構成の点から見まして、権限の点から考えましても、全然性格が違ふものであるといふことを、いさ少しく御理解をいた

だきたいと存じます。さらに平衡交付金は、地方財政委員会がその使途によつて、ひもをつけるというようなお話があつたようでございますが、平衡交付金は平衡交付金として交付いたします。その使途については絶対にひもはつけないのでございまして。これは市町村、府県の予算の中に、これを総合的に繰入れて、自治的に運営するのでございまして、またひもはつかないといふことを御了承願いたいと存じます。

○立花委員 大臣の主観は非常に御りつぱだと思つて、法案そのものについて、私の疑問をもう少し詳しくお尋ねしてみたいと思つて、税法との関係でございまして、地方税法の三百九十一條では、固定資産の配分を地方財政委員会が決定する。大きな工場、あるいはその経営が地方にありつた場合に、その影響が数市町村、あるいは府県にまたがつております場合は、その固定資産の配分については、地方財政委員会が決定する。従つてそれから収益されますところの固定資産の配分につきましても、地方財政委員会が大きな権限を握つて、これを決定することになつて来るのでございまして、こういうことは、私も固定資産税が地方の市町村の独立税であるという考え方を、根本的に否定してしまつておるといふふうに考えるのでございまして。こういう点にも、前に内務省が市町村を中央集権的に統轄しておつた形が、これは単に一つの例でございまして、はつきりやはり現れておるものではないかと考えます。さらに地方税法の三百九十六條に至りますと、地方財政委員会の事務局の職員が、固定資産の調査に関する質問調査権が規定さ

れております。固定資産の質問調査にあたりまして、その所有者または関係者に質問調査をするという権限が與えられておるのでございまして、しかもその次の三百九十七條には、この質問並びに検査を拒否した場合は、一年以下の懲役または二十万円以下の罰金だといふことが規定されておるのでございまして、こういうことも私は非常に大きな、かつての内務省に於ては見たことがなかつたような、職員に對して罰則が伴つた大きな権限を與えておる。こういうことで、私もこの税制ある以上、財政の面を通じての地方の権限の強化ということがはつきり見られるのでございまして。その点は大臣は私にもつと勉強しろと言われまして、大臣自身もつと深くお考え願いたいと思つてございまして。こういう点は明らかでございまして。この條文自身はこの程度しか現れておりませんが、地方税法あるいは地方財政平衡交付金法そのものを見た場合に、非常に大きな形で、しかも末端まで、こういう罰則まで伴ひまして、地方財政委員会の権限の強化が見られるのでございまして。これが私の最初にお尋ねいたしました、内務省はなぜ廃止されたか、内務省は中央集権的に地方を縛り上げるという形で、この財政委員会そのものに現れておるのではないかと思つてございまして。まず今あげました地方税法との関連において、大臣はどういうふうにお考えになるか承りたいと思つております。

○本多國務大臣 中央集権と言われまが、それは市町村といへども、その税収入を確保するためには、安当な権限が必要であることは当然でございまして、その権限をだれが持つかということが、中央集権であるかどうかという問題になるかと存じます。その市町村の吏員が、税を確保するために、相當の権限を持ち、また罰則等も相當なものが準備されなければならぬといふことは、當然でございまして。また罰則の点についても、たいへん重くなつたように言われまが、従来からの罰則を整理し、幾分最高の罰は軽減されておるのでございまして。この程度の罰則は、地方自治体が収入確保のために、やむを得ないことであると考へております。さらに固定資産税、あるいは附加価値税等の配分についての関連したお話もございまして、これはその財源の偏在を是正する、偏在を調整するといふ意味から行つてございまして、これを行つて行つての地方財政委員会は、地方団体の代表者を含めた委員会が、決議によつて行つてのことでございまして、決して政府が獨断的に指示する御理解をいただかなければならぬと考へております。

○立花委員 財政委員会そのものは、決して地方の納税者の代表は入つておりません。これは税金をとる方の代表だけ入つておつて、納税者の代表は入つていない。こういう点で、私は大臣の答弁には不満ですが、さらに本筋に返つて、大臣にも一度答えていただきたいと思います。罰則の問題でございまして、私は市町村自治体が罰則を伴つた徴税権を持つのは、ある程度かまわないと思つて、しかし私が尋ねておりますのは、地方財政委員会事務局の職員が、そういう大きな罰則を伴つた権限を持つこと自体が許されるかどうか、何も地方財政委員会の職員が、そういうものを持つ必要はないじやないか、これは地方自治体自身で解決すべき問題であつて、地方財政委員会の職員自体が、そういう固定資産に対する調査権、質問権、あるいはそれをやらなければ一年以下、三十万円以下の罰則という大きな権限を持つ必要はないじやないかといふことを、私は言つておるわけですが、特に質問権に至りますと、質問に答へないといふ罰則だといふことが規定されておる。あるいは質問に答へないといふ一年以下の懲役だ、こういうことは重大な問題でございまして、地方財政委員会の職員が、なぜそういう強大な権限を持つ必要があるのか。これは私に言わせまが、内務省どころか、国税庁が地方行政をつくらうとしてゐるのだ、はつきり私はそう言へると思つて、地方財政委員会の職員に、なぜこういう質問に答へなければ一年以下の懲役だといふような強大な権限を持たす必要があるか、この点をはつきり伺いたい。特に質問権に對する懲役の問題につきましまして、先般法務院にお尋ねしたのでございまして、これはあまり例がない。これは憲法を読みまして、あるいはこれは刑事訴訟法によりまして、犯罪を犯しました者に對しては、黙秘権が與えられております。しかしこれは決して犯罪を犯した者でなしに、一般の行政事務としての事務遂行の質問権に對しても、それに答へなかつた場合には、一年以下の懲役だといふようなことを言つておるわけですが、これは私先ほど内務省と言ひましたが、内務省どころか、国税庁が地方税に對する地方行政をおつくりになると

言われてもしかたがないと思ひます
が、この点に対してはつきり御答弁を
願ひたい。

○本多國務大臣 これは地方財政委員
会におきましても、その権限を與えら
れた者が、調査に行きました場合には、
そうした権限、またこれに對しては、
罰則等も伴つておるのでございませう
けれども、今お話によりまして、徴税吏
員とか、また地方財政委員会の役人等
が、どうしても調べなければ、公正な
判定が得られない、法律で定まつた権
限に基き調べに應じない場合、黙秘権
を認むべきでないかという御意見の
ようでございますが、それではまた一
面公正な、決定ということができない
ことになるのでございまして、これに
はどうしてもそうした場合には、國民
としてもその調べに應じて協力してく
れるというだけの責任は負つていただ
かなければならぬと存じます。その責
任を拒否する場合、これはやはりそう
したことを予防する意味におき、そう
した罰則等も準備しておく必要がある
と考へます。

○立花委員 しかしそういう罰則がな
くても、たとへば地方税に對しては、黙
秘したからといってそういう罰則を食
わすのじやなしに、與えられた更正決
定の権限を行使して決定されればいい
わけでございます、決してたゞち
に、だから公正な税金がとれないとい
う結論にはならないと思ひます。こゝろが
いわれる考へ方と申しますか、人權の
尊重の問題でございまして、單なる行
政上の質問に對しては、答へない者を
一年以下の懲役というやうなやり方
は、私はこれは明らかに行き過ぎだと

考へます。しかもこういう問題は、提
案されておる地方財政委員会設置法案
の中には、ちつとも触れておられませ
んの、これは非常に御審議くださる
内閣委員会の方に、隠された大きな
部分だと思ひます。きようは内閣委員
の方はあまり出ておりませんが、そう
いう重大な関連を他の法案に持つてお
るというところを、内閣委員の方もお認
めの上で御審議願ひたいと思ひます。

さらにもう一つ、提案理由の説明に
よりまして、非常にこの機關は、強力な
地方自治団体の利益擁護機關であると
いうことが三ページにも、あるいはほ
かのページにも、たび／＼強調されて
おるのでございまして、これは單にい
わゆる見せかけだけでございまして、
決して自治体の利益を擁護して、政府
關係機關に對しての自治団体の立場か
らの発言ではないというところが私は言
えると思ひます。いやは下か
ら上に向つての發言の機關ではなし
に、むしろ上から下に向つての機關に、
はつきり性格がなつておる。こういう
ふうに言葉だけは非常に強くお使ひに
なつておりますが、自治体の下意を上
達する機關では決してない。むしろ上
から下に行く機關であるというところが
私ははつきり言へると思ひます。ここに非
常に、やはりお氣持の上ではそうかも
しれませんが、お氣持と、でき上つてお
る法案自体の内容とは全然違つておる
といふことを私は指摘しておきたいと
思ひます。それは第三條にはつきり現
れておりますが、第三條におきまして
「委員会が、國、都道府県及び市町
村相互の間における財政の調整を促進
することにより、地方自治の本旨の実
現に資する」と、非常に美しい言葉が

使われております。これを讀み上げま
すと、地方の自治体の方は非常に喜ぶ
かもしれませんが、俄然次の條項に参
りますと、地方財政平衡交付金の總額
を見積り、あるいは交付金の額を決定
しといふ言葉があるの、こゝろでござい
ます。これはその隣、私がさういふ読み上
げました條項とは、全然性格が違つて
この第三條の第一項のように、平衡交
付金の總額を見積つたり、あるいは交
付金の額を決定いたしましたりするの
は、決して第三條の本則にうたわれて
おりますところの相互間の財政の調整
といふ言葉で現わさるべきものじやな
い。根本的に性格が違つておると思ひ
ます。こういう平衡交付金の總額の見
積りとか、あるいは交付金の額の決定
とかいふものは、これはあくまでもこ
ういふ委員会が決定すべきではなし
に、どうしても法律で決定すべきだと
思ひます。その上、残された事務的
な、自治体の相互間の財政の調整、
こういう事務的な仕事は、委員会では
つてもよろしいが、總額の見積りと
か、交付金の額の決定という問題は、
あくまでも委員会にまかすべきではな
し、法律で決定すべきである。私はそ
う考へますので、その間の食い違ひを
御説明願ひたい。

○本多國務大臣 お話の通りでござい
ます。法律によつて、つまり平衡交付金
法によつて処理するのでございませう
が、さういふ法律に、非常に簡単にお答
えです。交付金の額を決定しとあります
のは、法律によつて決定しといふ意味
であります。

○本多國務大臣 その通りでございま
す。平衡交付金法によつて算定もいた
りますし、交付金の決定もすべて法律
によつてやります。

○立花委員 それならば總額の見積り
の問題でございませうが、これはどうい
うふうにするのでございませうか。

○本多國務大臣 これは平衡交付金法
全体を御説明申し上げなければならぬ
ことになるのでございませうが、この平
衡交付金の額の算定は基準財政収入額
と基準財政需要額、これは平衡交付金
法の第十一條と第十五條の方法により
まして算定するのでございませう。さら
に交付金の決定は必ずしもその算定額
と一致しない場合も、國家財政の都合
から生じて参りますので、その場合に
はこれをその交付すべき標準に按分す
るというところになつております。

○立花委員 だからその按分の問題で
ございませうが、たとえば私も去年の
配付税の配付にあたりまして、法律で
定められております三三・二四のパー
セントを一挙に半減いたしましたので、一
六・二九となつた若い経験を持つてお
るものでございませうが、大臣は總額は法
律で決定されておると言われますが、
決して法律で決定されてないわけでは
ございませう。その差額全部を出すと
いふことはどこにも決定されておられ
ない、従つてこれを幾らに見積るか
というところは委員会にまかされてしま
つておるわけでありませう。だから各地
方団体で足りないだけの額に按分して
わけられる額があればいいのでござい
まして、これは總額で申しますと非常
に幅のあるものだと思います。その決
定を委員会だけにまかすことはできな
いのじやないか。これはどういたしま
しても詳細にわたつて法律で決定すべ
きであるといふふうに考へるわけであ
ります。これは決して法理論づけから申

しておるのではございませう、かつ
ての地方財政委員会がそういうふうな
地方団体をいばつたこと、
が現実の問題として私たち経験いた
しましたので、こゝろ、こゝろ、同じよ
うな形の地方財政委員会にこゝろ、こ
紙委任的なことはできない。これはあ
くまで法律で定めるべきものであると
いふふうに考へるわけでありませう。し
かもこの問題は私が最初に申し上げま
したように、地方財政委員会が非常に
大きな権限を持つて来る、いわゆる内
務官廳的な大きな権限を持つて参りま
して、總額の決定に對しては、法律
以上の大きな力を持つて来るというこ
とが、とりもなおさず地方に對しまし
ては中央集權的な強圧を加える武器を
持つて来るということになりますの
で、この点にはあくまでも法律で明確に
規定すべきであると思ひます。たとい
ますが、さういふ必要があるとお考へ
かどうかお聞かせ願ひたい。

○本多國務大臣 さういふ必要がある
と思ひます。そのために財政需要額等
につきまして、詳細に平衡交付金法に
法律で決定いたしております。たとへ
ば財政需要額の見積りにつきまして、
人口、面積はもちろんのことでありま
すが、学校の費用でありましたならば、
ば、学校数、級数、生徒数といふふう
に、さらに道路の面積、橋梁の面積、
河川の長さ、さらにまた寒冷地等のこ
とも考慮して、すべて詳細にその法律
に基いて算定するように、法律を準備
いたしておるのでございませう。

○立花委員 さういふ法律は私もま
だ見ておりませんが、さういふ規定が
あるといふことは承つておきます。し
かし私が申しておりますのはそれでは

ございませんで、それによつて算出されまして不足額、これがたとえ一十億あるといたします。そういたしますと、これは必ず一十億出さなければいけないという規定はどこにもございませんで、それは八百億であつてもいいし、七百億であつても、五百億であつていい。その大きな幅があるわけなんです、その幅の内部のきめ方、その幅のうちでのきめ方を地方財政委員会にまかしてしまふのは、あまり大きな権限を持たすことになるのじやないか。その権限が利用されて、結局は地方の財政に対する、あるいは行政に対する中央の大きな圧力が加わつて来るのではないかと。そういうことを規定してありますので、そういう権限で財政委員会に持たせないで、そういう面はやはり詳細に法律で規定する必要があるかないかということをお伺いしたい。

○本多國務大臣 まことにごつともな御意見でありまして、その通りでございます。この不足額を全部補填ができない場合もあると存じますから、その不足額に按分をするということ、地方財政委員会のかつてな考えをさしはさる余地はなかりおるのであります。

○立花委員 按分ではありません。総額の決定の問題であります。按分は地方の個々の団体の問題でございまして、総額を決定いたします場合に、地方財政委員会の権限はあまりに強大ではないか。

○本多國務大臣 これはさいぜん御説明申し上げた通りに、その総額の決定はすべて客観的に、基準に基いてきまするので、法律で明細に規定いたすので

ございませんで、それによつて算出されまして不足額、これがたとえ一十億あるといたします。そういたしますと、これは必ず一十億出さなければいけないという規定はどこにもございませんで、それは八百億であつてもいいし、七百億であつても、五百億であつていい。その大きな幅があるわけなんです、その幅の内部のきめ方、その幅のうちでのきめ方を地方財政委員会にまかしてしまふのは、あまり大きな権限を持たすことになるのじやないか。その権限が利用されて、結局は地方の財政に対する、あるいは行政に対する中央の大きな圧力が加わつて来るのではないかと。そういうことを規定してありますので、そういう権限で財政委員会に持たせないで、そういう面はやはり詳細に法律で規定する必要があるかないかということをお伺いしたい。

○立花委員 法律ではその総額は決して決定されないのです。地方財政平衡交付金法案では、平衡交付金の額は決定されない。大臣はその法案で決定されたとおっしゃいますが、決定されない。決定されるというところがあれば、御指摘を願ひたいと思ひます。

○本多國務大臣 その点は見積り額の算定という点でございまして、その見積り額の算定は、詳細な基準に基いて、しかも全国同一基準を適用して算定いたしますので、その基準はことごとく法律で定まるのでございまして。

○立花委員 その基準も法律で定まるとおっしゃいますが、実は法律ではちつとも定まらない。基準の項目とかあるいは単位のとおり方とかいうものはありますが、一番かんじんである最後の単位当りの単価というようなのは、これは法律で定められず、政令へゆだねられておる。あるいは各地方間の補正計数と申しますのも、この決定も実は政令で定められておる。だから根本的な額の決定は、何ら法律で定められていない。この点は大臣がいくらごまかされても、私は草案を読んでおりますから、そうだとおつても言い過ぎではないと思ひます。この点多少今度の案が修正されておるようでありま

いと思ひます。

○本多國務大臣 よく御承知でありましたならば、平衡交付金法案に準じておる程度のことでありまして、それによつて御審議を願ひたいと存じます。また計数等の決定は、全国一律に適用するのでございまして、これによつて平衡をとるための作業として、それで何ら不公平は起きないと思ひます。さらに補正等をする場合がございまして、それも法律に定められたその條項に該当する場合に、適当な補正をやるのでありまして、それだけの権限はどうかと実情に即応するよう行政運営をするためには、その執行機関がこれをやらなければならぬことであると考へます。問題はそれが安当であるかないかという点にあると思ひますけれども、これらの組織による合議体によつて、適切に運営されるものと考へております。

○立花委員 これらの合議体とおつしやいますが、私さいぜん申し上げましたように、この中には納税者の代表は一人も入つておらない。徴税者の代表で構成されているから、こんなことできめられたらたいへんなことだと思ひます。それから行政機関はそれだけの幅のある権限がほしいとおつしやいまして、ここに一つ例を出しますが、四ページの農地に対する固定資産税の課税標準とすべき農地の価格に関する倍率でございますが、これなども私はやはりはつきり法律で定めるべきである。こういう問題を地方財政委員会にまかすことは、非常に危険だ。少くとも発案権くらいはいたしまして、これはどうして国会が審議すべきである。全国

の莫大な農地、しかも農民の現在の

情勢を考へますと、農地に対する課税が幾らになるかということが重大問題であります。これを單なる一つの委員にその倍率の決定をまかしてあるというところは、あまりに大きな権限の付與ではないかというように思ひますので、これは一つの例でございまして、さいぜんからも言つておりますように、平衡交付金におきまして、補正計数の決定とか、あるいは單位あたりの單価の決定とか、こういうことは法律できめられず、單に政令にゆだねられておる。政令にゆだねられておる結果といたしまして、地方財政委員会が決定することになるだらうと思ひます。こういう大きな権限が法律から抜けまると、結局地方財政委員会に與えらることは、地方財政委員会そのものが莫大な権限を持つて来て、結局その経済的な圧力によつて、中央集権的な、かつての内務省の復活というやうな形が、いやがうでも出て来るを得ないのではないかと申すわけですが、だから私は、ぜひそういうような根本的な問題は、法律で明定していただきたいと思ひます。

それから、しかもこの規定の中の第四條の最後でございまして、「この法律により、委員会が処理する権限を與えられた事項については、委員会の決定及び処分は、その定める手続によつて、委員会のみによつて審議される」という規定があるのでございまして、これもただいま申し上げましたところを裏書きするやうな項目でございまして、その委員会は自分たちだけでやつておることは、だれでも批判されないのだというやうなことを、はつきり項目におうたいになつたのでござ

います。これはあまりにも官僚独善の形がはつきり現れておるのではないかと申ひますが、この項目に対する御意見を承りたいと思ひます。

○本多國務大臣 この委員の構成は、三名は地方団体の推薦する者となつております。つまり地方民すべてを包含いたしました、市なり都道府県なり町村といふものを包含いたしましたので、代表した性格を持つておる、かように考へております。こうした機関によつて決定することは、これは官僚独善と言われれば考へます。これは最後の決定とするという趣旨を盛り込んであります。普通行政機関でありましたならば、その上に閣議等がありまして、そうしたところから一方的な考へで變更を加えられるということがあるのであります。むしろお話の点は、政府等の意向によつてこの決定が變更されることがないやうに、地方自治の立場にある財政委員会の立場を尊重するという意味に考へておるのでございまして。

○鈴木委員 立花君にお諮りしますが、他の質問者がたくさんございまして、なるべく簡潔にお願いいたします。

○立花委員 そうなりますとちよつとお願ひがあるのです。大臣も、この法案は地方税法あるいは地方財政平衡交付金法と非常に密接な関係があつて、一体不可分だと言つておられますので、この審議にあたりましては、内閣委員会におかれまして、地方財政平衡交付金法案が昨日から付託になつておりますので、ぜひこれと並行審査をやつていただきたいと思います。この

点を委員長においておとりはからい願いたいと思ひます。

○鈴木委員長 それでは一時まで休憩いたします。

午後零時二十分休憩

午後二時十三分開議

○鈴木委員長 休憩前に引続いて会議を開きます。

質疑を行います。中島守利君。

○中島(守)委員 私は地方財政委員会設置法案中委員会の組織について本多國務大臣の所信を伺いたしたのであります。

前回の地方行政委員会におきましては国会の多数の意思で、知事もしくは市町村長だけではない。いわゆる方法機関、決議機関であるところの各団体の議長を加えたものによつて委員会を組織することが、すべての土に中和されて都合がいいのではないかと、このういうような意思が表明せられておるのであります。しかるに今回拜見いたしました、知事もしくは市町村長の連合体の推薦だけに限られておるようでありました。私もこの委員の数の五人というものに對して、かれこれ申し上げるのではないのであります。できればこの知事云々の點に對しては、その府県會議長の連合組織による団体と知事の団体とが協議して一人推薦するといふことにする方が、非常に運行の上に都合がいいのではないかと。自然自治体の発達とともに、いわゆる市長と議會との間には相當に摩擦が起るものと私は考へるのであります。かえつてそういう場合において中和されて好結果を得るのではないかと、いふふに考へるのであります。この點に對しま

して、すでに私としては修正の意見を持つております。とにかくこれまでの關係もありますから、國務大臣から率直な御意見を伺つて、私どもの意思を決定いたしたいと考へるのであります。おさしつかえがあれば速記をやめて、どうか露骨に大臣からこれまでの経緯をお話願いたいと思ひるのであります。

○本多國務大臣 地方財政委員会の地方団体の推薦する委員につきまして、お話のようなことも考へたして見たのでございませう。従来の地方自治委員會のように、それ／＼理事者側と議會側との組織の推薦する者といふふうになつてしまつた、これが三段階、六名になるわけにございませうが、こうしたことにする、さらにたゞい御指摘の通りに、市の場合には市長と市會議長と

の団体の、この兩組織の會議の上に一名を推薦する、これが兩案あるわけにございませう。この委員の組織について、シャウ博士はたゞいま提案しておるようになつた方がよからうといふことを勧告せられておるのでございませうが、この勧告がございませうけれども、たゞいま中島委員の言われましたやうな見地からも研究をいたしたのであります。しかし私が前にお話ししました六名にするといふことになりまして、政府推薦の者を加へますと、相當数になりますし、執行機關として事務を敏捷に処理するといふ上から、あまりに人数が多過ぎるという感がある、さういふのでございませう。さらに市町村會議長の合議によつて一名を決定するといふことも研究してみたのであります。が、これもその間に相當推薦にも合議を要するといふ手續もかかりますし、

シャウ氏の勧告も、知事、市町村長といふものは、その知事自体が一人でもつて全体を代表しておるものである。こゝういふ見地に立つておられるやうであります。政府としても市長といふものは、市議會はもちろん市全体を代表するものである。従つてこの會議長側の意見は、その會議議長を通じて市長によつて代表されるものである。少しきゆうくつのようなものではございませうけれども、なるべく組織を簡素化して、行政事務の遂行を敏捷ならしめたいといふ趣旨から、さういふ結論に――シャウ博士の勧告に賛意を表した次第であります。

○中島(守)委員 大体本多國務大臣のお話で、これまでのいきさつはわかつたのであります。私はたゞいま申し上げましたように、この五人という委員数には解れないのであります。その内部の部分に對して、先ほど私が述べましたように、知事の推薦によることには、知事と同じやうな都道府縣議會の議長の協同が推薦した者と、この兩方の協同がうまく行かなかつたらどうなるのだらうといふ議論があるかも知れませう。しかし私は、國會が同意することによつて、協同推薦がうまく行かなかれば、個々別々に出して、そのうちで國會が同意した者が任命されるというところは當然だと考へるのであります。これに附加して法制的にきめる必要はないと考へておるわけにありません。さういふことにしたならば、シャウ博士の勧告案にも従順であり、また一面には現在の都道府縣議會の立場も十分私ども國會がくみとつたといふことになりまして、双方に中和される責任ができるのではないかと考へ

のであります。以上私見を申し述べた次第であります。

○本多國務大臣 実はこの點につきましては、政府としても考へたいのであります。ただいま提案いたしたてであります。市町村長といふものは、全体的な代表者であるといふことで、かような提案をいたしておるのであります。政府といたしまして、たゞいま中島委員からのお話のようにしたらどうかといふことについての意見は決定いたしておりませんので研究いたしたいと存じます。

○鈴木委員長 次に床次徳二君。

○床次委員 私の質問の第一は、たゞいま中島委員長から御質問になりましたので差控えますが、政府の見解では、公共団体の長が、公共団体の利害を一切代表し得るというように考へられておられますが、本来この問題は財政に關係しては、やはり公共団体の代表だけをもちつてその利害を代表せしめるというところは十分であるように思ひます。やはり都道府縣民、市町村民の意見を代表するといふことが必要でありまして、このためには、やはり議長方面から出す適當な、いわゆる國民、都民、市民の意見を代表するといふ人を加へられるようにぜひお願いしたいと思ひます。なおこれにつきましても意見として申し上げておく程度にとどめたいと思ひます。

第二の問題については、この委員會の仕事の中において、平衡交付金の仕事に關係することがあります。先ほど立花委員からもそれ／＼お話があつたのであります。何ゆゑに平衡交付金の取扱ひについてか問題があるかと申しますと、地方団体の歳出のあんばいをしてどういふに取扱ふかといふことが、実は非常に影響があるのであります。しかもこの地方の財政に關しましては、直接この委員會が取扱ひ以外に、十分にその内容を検討する機会が、ほかの場合においては、あまり與えられておらないのであります。でき得ればこの機会にも少し詳しく平衡交付金の、この委員會での取扱ひについて御説明を得たいと思ひるのであります。

なおあわせてこの機会に大臣に承つておきたいのは、問題になりますのは、平衡交付金の中におきまして、教育費ですが、これはすでに大臣も今日まで各方面との折衝においていふん苦勞せられておるだらうと思ひます。あるいはあえて教育費に限らず、その他の問題、たとえば近く問題になると思ひますが、生活保護法の適用の問題におきまして、これは平衡交付金から除外されておる。しかしこれはあえて厚生事業から除外されておるという、いろいろ理由もあるかと思ひます。ほかの場合においても、それ／＼の地方団体の適切な仕事を適正に反映せしめるというためには、やはり相當の保障がなければならぬのであります。單に市長の代表者だけが、それを反映し得るものではない。やはりそれ／＼の事業の立場から申しますか、それ／＼の事業の面から申しますと、意見を十分反映せしめる必要があると思ひます。そのためにこそ、ここに教育費の問題が大きく取上げられておるのであります。ほかの事業についても、同じやうな問題があるは

ずだと思つてあります。こういう点につきまして、この委員会の運用をいかに考へておられるかという事を承りたいのであります。本委員会、性格上から申しますと、関係地方団体の意見を聞くような建前にはよくできております。しかしながら事業の面について教育とか、あるいは厚生事業、あるいはその他の産業の問題に対して、その意見を十分取入れて行くという仕組みができておらないのであります。国会あるいは政府機関に対して、報告をするとか、意見書を送るといふ程度のことにはありますが、積極的にそういう方面の意見を取入れて、これを地方団体の予算の編成に役立たせるといふ面に欠けておるよう思うのであります。これに対する御意見を承りたいと思つてあります。

○本多國務大臣 関係行政機関の意見を反映せしめる方法に欠けておるといふお話でございしますが、これは地方財政委員会が、独自の立場において、関係行政機関から資料の提出を求めて判断決定せしむるという趣旨でございまして、この地方財政委員会が判断決定に必要な限度においては、関係団体からの資料を徴することができるとございします。標準義務教育費の問題についての御意見であります。これも義務教育費の重要性にかんがみまして、何とか特に法律を設けて、この確保の道をはかるべきではないかというので、政府といたしまして、ただいま関係方面と折衝し、なお研究中であるのであります。

○床次委員 ただいまの問題は平衡交付金の内容というものがはつきりしない、実は議論にならない問題であります。まず、この機会において平衡交付金の標準額の算出と申しますか、先ほど、立花委員からも相当長く御質問があつたのであります。この基準と申しますか、按分の基準は確かにこの委員会ではあるものでありますが、個々の単価の算出については、非常にこれは問題であります。大体この委員会の単価を決定する役割を務めることになつてしまふのだと思つておりました。これは非常に重要な問題であるのであります。この点に關しまして、やはり町村民の意見というものが加わらなければならぬ。またどの方面から十分意見が加わるという仕組みがあるべきではないかという事を私申し上げたのであります。義務教育費の問題については、まだ処置がおきまじいからぬやうであります。そういう問題が残つておるといふことに、この委員会の組織というものが、やはり關連して相当問題になつておる。実は政府の方針がはつきりしてないといふことになると、これ以上お聞きすることは困難であります。義務教育費の方は財政委員会の方にまかせるといふことになつて、特別の法案はお出しにならぬ形になりますか、あるいはどつちの傾向になつておりますか。それによつて御意見のお伺い方が違ふのであります。

○本多國務大臣 実は平衡交付金法案を提出しておるのでございまして、それを御審議願ひますと、その内容が御理解願ひるのでございしますが、この平衡交付金法案の内容としておるところは、地方財政については、独立的運営の性格を非常に強く持たせることになつております。その点からこの自主的財政の運営に制肘を加えるような制限は、原則としてすべて排除する建前をとつておるのでございします。そうした建前において、矛盾しない限度において、特に重要な義務教育費でございしますから、何らかの基準を示しておくべきではないかということの研究中でございますが、これがこの国会に提案できるといふことについては、ただいまのところ、私はそのことを申し上げる見通しを持っておらないのでございします。平衡交付金法案の原則的な精神から申しますと、困難なようにも考えられるのでございしますが、しかしその点矛盾しない範囲内において、標準を示すといふこともでき得ないことではないとも考えられますので、ただいま文部省等が主管となりまして折衝中でありまして、何ともたまたまのところ申し上げかねるのであります。

○床次委員 ただいまの御答弁によりまして、非常に微妙な状態にあるやうであります。それだけに実は私たちが、この委員会の性格というものと、権能というものとに対するはつきりした意見が述べられないことを残念に思ふ次第であります。次に別の問題について伺いたいのであります。この財政委員会は地方自治団体の財政的独立といふことを非常に有力に考へておられます。その公共団体の利益の擁護機関といふやうな程度になつておるのであります。財政方面において、これだけの自主権を持つて参りますと、当然行政方面においても、同じやうに強い自主権を持つて参るべきではないかと思ふのであります。行政とともに政府の監督から離れて参りまして、りつぱな地方自治を運営することが、本来の目的のやうに思ふのであります。今回の取扱いによりますと、地方自治権の方、いわゆる行政方面の監督の方は、先ほど議論がありましたが、なお相当残つておると申しますか、別の機関でもつて取扱つておられるのであります。忌憚なく申しますならば、この際財政委員会ができた機会に、財政委員会に付託いたしまして一つの制度によつて、今までのよりもつと行政方面の取扱いをするものができてよいのではないかと、あるいは財政委員会と一緒になつた地方自治委員会と申しますか、そういうやうなものが機構としてできてよいのではないかと、これも一つの案として考へられるのであります。あるいはまた別な考え方をもちたいと思います。ならば、地方自治庁の中に地方財政委員会、今度の自治委員会が入つておるといふやうな形でもつて、いわゆる行政と財政と二つ並んで仕事をやる方が、一つの機関としてよりよく行くのではないかと、ことさらに財政委員会だけを一つ取離して、そうして自治委員会だけを従来の形で残しておくと、やうな形は、行政組織としてはあまりうまいものではないやうな気がするのであります。将来はこれを何とか一つにまとめた方がよいと思ふのであります。これに対して大臣のお見通しはどういうふうになつておられますか伺いたいと思ふのであります。

○本多國務大臣 お話の通り、今回の地方自治法の改正でこの地方財政委員会の設置によりまして、地方の財政的な自主権は相当強化されるのであります。これに伴つて、財政権以外の行政の権限においても、これに対応して拡充すべきではないかといふことはまことに同感でございします。この点につきまして、地方行政調査委員会議で、市町村の行政事務の再配分について検討中でありまして、その結論が出ました上で、政府の方針を決定したいと思つておられますが、そういう調査に基いて再配分される場合、おそらくお話の通り、行政事務の地方に委譲されるもの、行政機能の移管されるものが多くなると存じます。そういう場合には、今回の財政確立が役立つて、これに伴う財政計画と相まつてうまく運営されるのではないかと考へております。今回のこの財政的な自主権の確立は、いわばただいまお話のありました行政事務の将来の再配分に対応する処置を準備するものであるといふこともできやうかと考へておる次第でございします。

○床次委員 もう一つただいまの問題と裏表の質問になるかと思ひますが、地方自治庁の關係におきましては、大臣がそれ／＼責任者になつておられますが、今度の財政委員会に對しまして、委員の中に閣務大臣を加えるかどうかという点か、一つやはり過去において議論になつておつたと思ふのであります。閣務大臣がもし委員に入りましますならば、ただいまの地方自治庁關係の、行政の方面の面もあるいは一緒に統合できるということになるかとも思ふのであります。当初の政府の考へにおきましては、そういうやうな考へ方を持つておられたかどうか、伺いたいと思ひます。

○本多國務大臣 当初お話のやうな考へを持つておつたのでございします。國務大臣を地方財政委員会の委員長に充てることによつて、総理大臣の補佐事

務を、この地方財政委員会の事務局を

ことは、中島さん、床次さんによつて

る法律というものを改正をいたしまし

そこで、要は結局、政府が任命され

立憲家でもないものである。どこまでも

して当らしめるというふうなことで、

も、簡単に伺ひたいと思ひます。

て、その方々でできるわけでございます

人物の選定になるのでありますが、

やはり制度的には大いに関連もあり、

これで行けるのではないかと最初

この地方自治関係に対しては、委員

まするが、具体的に申し上げるわけ

いわゆる他の三人は別といたしまし

また財政的にも産業的にも、みなつな

初に考へておつたのでございませ

会はこれの三つの委員会の委員の待遇

ますが、先ほどの大臣の意見の中に

りますが、先ほどの大臣の意見の中に

をよ考慮に入れて、そうして自治体

その後関係方面からの強い示唆等

が、この三つの委員会の委員の待遇

も、どうやらきつめてつづかな人、公

も、どうやらきつめてつづかな人、公

の権限のみ、あるいはいくつ上の、さ

果、やはりこの際は、地方財政委員

命されるのではないので、みな自主的

な推薦、その仙議会の承認を得るので

ないが、今日の場合、やはり個人の

点を置いて自治体の育成を願わなけれ

は、地方自治体の利益擁護の機関と

おのずと違つておられますが、政府とし

その構成委員であります者は、常勤

団体面においてそれを求めなければな

して、自主的に行くのだといつても、

て、独立性の相当強いものにすべき

でございませうが、今同のこの委員会

は、一つの執行機関でございまして、

議見、人格というよりも、むしろ私は

ばならぬと思ふ。ただ権限のみを区分

ある。それにはその権限は、法律上そ

その構成委員であります者は、常勤

は、一人のりつづかな個人的人物

はあるけれども、団体的な、一人の人物で

人民の不幸がそこには舞い込んたとい

の独立を必要とする限度にとどむべき

でございませうが、今同のこの委員会

は、一つの執行機関でございまして、

議見、人格というよりも、むしろ私は

ばならぬと思ふ。ただ権限のみを区分

であるといふことで、この地方財政委

その構成委員であります者は、常勤

は、一人のりつづかな個人的人物

はあるけれども、団体的な、一人の人物で

人民の不幸がそこには舞い込んたとい

委員会の独立性の強化と、またその権

でございませうが、今同のこの委員会

は、一つの執行機関でございまして、

議見、人格というよりも、むしろ私は

ばならぬと思ふ。ただ権限のみを区分

との関連において、どうしてもこの地

その構成委員であります者は、常勤

は、一人のりつづかな個人的人物

はあるけれども、団体的な、一人の人物で

人民の不幸がそこには舞い込んたとい

方財政委員会に所掌せしめる事務の範

でございませうが、今同のこの委員会

は、一つの執行機関でございまして、

議見、人格というよりも、むしろ私は

ばならぬと思ふ。ただ権限のみを区分

囲が制限せられることになりまして、

その構成委員であります者は、常勤

は、一人のりつづかな個人的人物

はあるけれども、団体的な、一人の人物で

人民の不幸がそこには舞い込んたとい

その結果総理大臣の補佐事務という

でございませうが、今同のこの委員会

は、一つの執行機関でございまして、

議見、人格というよりも、むしろ私は

ばならぬと思ふ。ただ権限のみを区分

のが相当であることになつたものであ

その構成委員であります者は、常勤

は、一人のりつづかな個人的人物

はあるけれども、団体的な、一人の人物で

人民の不幸がそこには舞い込んたとい

ますから、自治庁をそのまま縮小して

その構成委員であります者は、常勤

は、一人のりつづかな個人的人物

はあるけれども、団体的な、一人の人物で

人民の不幸がそこには舞い込んたとい

残して、それに当らせるといふことに

その構成委員であります者は、常勤

は、一人のりつづかな個人的人物

はあるけれども、団体的な、一人の人物で

人民の不幸がそこには舞い込んたとい

おちつたわけでございます。

その構成委員であります者は、常勤

は、一人のりつづかな個人的人物

はあるけれども、団体的な、一人の人物で

人民の不幸がそこには舞い込んたとい

○床次委員 私の質問は一応これで終

その構成委員であります者は、常勤

は、一人のりつづかな個人的人物

はあるけれども、団体的な、一人の人物で

人民の不幸がそこには舞い込んたとい

りたいと思ひますが、先ほど質問いた

その構成委員であります者は、常勤

は、一人のりつづかな個人的人物

はあるけれども、団体的な、一人の人物で

人民の不幸がそこには舞い込んたとい

しました通り、本法案と平衡交付金と

その構成委員であります者は、常勤

は、一人のりつづかな個人的人物

はあるけれども、団体的な、一人の人物で

人民の不幸がそこには舞い込んたとい

の關係というものは、非常に密接なも

その構成委員であります者は、常勤

は、一人のりつづかな個人的人物

はあるけれども、団体的な、一人の人物で

人民の不幸がそこには舞い込んたとい

のであす。平衡交付金法案の内容がは

その構成委員であります者は、常勤

は、一人のりつづかな個人的人物

はあるけれども、団体的な、一人の人物で

人民の不幸がそこには舞い込んたとい

つきりいたしませんと、やはり本委員

その構成委員であります者は、常勤

は、一人のりつづかな個人的人物

はあるけれども、団体的な、一人の人物で

人民の不幸がそこには舞い込んたとい

会の性質というものに對してはつき

その構成委員であります者は、常勤

は、一人のりつづかな個人的人物

はあるけれども、団体的な、一人の人物で

人民の不幸がそこには舞い込んたとい

りとした意見が述べようがないよう

その構成委員であります者は、常勤

は、一人のりつづかな個人的人物

はあるけれども、団体的な、一人の人物で

人民の不幸がそこには舞い込んたとい

気がいたします。いすれ近いうちに平

その構成委員であります者は、常勤

は、一人のりつづかな個人的人物

はあるけれども、団体的な、一人の人物で

人民の不幸がそこには舞い込んたとい

衡交付金法案が提案になると思ひま

その構成委員であります者は、常勤

は、一人のりつづかな個人的人物

はあるけれども、団体的な、一人の人物で

人民の不幸がそこには舞い込んたとい

ありますが、これが提案になりまして

その構成委員であります者は、常勤

は、一人のりつづかな個人的人物

はあるけれども、団体的な、一人の人物で

人民の不幸がそこには舞い込んたとい

御説明を十分伺つた後に、さらにこの

その構成委員であります者は、常勤

は、一人のりつづかな個人的人物

はあるけれども、団体的な、一人の人物で

人民の不幸がそこには舞い込んたとい

委員会において質問する機会を與えて

その構成委員であります者は、常勤

は、一人のりつづかな個人的人物

はあるけれども、団体的な、一人の人物で

人民の不幸がそこには舞い込んたとい

いたがたい、特にこれは委員長にお

その構成委員であります者は、常勤

は、一人のりつづかな個人的人物

はあるけれども、団体的な、一人の人物で

人民の不幸がそこには舞い込んたとい

願ひたいと思ひます。

その構成委員であります者は、常勤

は、一人のりつづかな個人的人物

はあるけれども、団体的な、一人の人物で

人民の不幸がそこには舞い込んたとい

○鈴木委員長 承知いたしました。

その構成委員であります者は、常勤

は、一人のりつづかな個人的人物

はあるけれども、団体的な、一人の人物で

人民の不幸がそこには舞い込んたとい

次に大泉委員 三君。

その構成委員であります者は、常勤

は、一人のりつづかな個人的人物

はあるけれども、団体的な、一人の人物で

人民の不幸がそこには舞い込んたとい

○大泉委員 私のお尋ねしたいと思

その構成委員であります者は、常勤

は、一人のりつづかな個人的人物

はあるけれども、団体的な、一人の人物で

人民の不幸がそこには舞い込んたとい

思います。

○鈴木委員長 次は藤田義光君。

○藤田委員 たいだいま提出されております地方財政委員会と申しますものは、歴大な金額に上ります平衡交付金の配分を扱い、また地方財政の非常に大きな財源であります起債の許可権を持つ官庁でございます。従いまして、おそろく地方公共団体に関連を持つ政府機関としては最高最強のものでなければならぬということに關しましては、大体において本多國務大臣と同意見でございます。そこで、ここに掛されております要旨の中で、まずお聞きしたいのでありますが、その初めのところに、従来の自治庁の機構によりましては十分政府の施策が反映されない、あまりに弱過ぎるというようなことを言われておりますが、どういふ点がどういふ意味で弱かつたのか、お聞きしたいのであります。これに關連いたしまして、強い力を持つ機関を設置したいということを強調されておりますが、この強い力を持つということはどういう意味でありますか、あまりに漠然としたしておりますので、簡単に伺いたいと思ひます。

○本多國務大臣 従来の自治庁においては、國務大臣に配するに自治委員会を持つておつたのでありますが、自治委員会に諮つて決定した意見でありまして、その長官と委員長を兼ねてゐるのが國務大臣でありまして、この國務大臣が閣議に出席いたしまして主張いたします場合は、やはり閣員としての政府の全般的な意見との調整に防げざるを得ない立場に立つてございす。こういう關係から地方団体の切實な要望であつたにいたしまして

も、閣議で政府が意見を決定すれば、そこでその意見は大体において中絶されてしまふやうなことになるのでございす。地方財政委員会におきましては、政府と意見が一致しない場合は直接地方財政委員会の意見を国会に提出いたしまして、政府の意見と比較して御審議を願う、判断を願うということによりまして、従来よりも地方の意見を最終決定機関である国会に強く明瞭に示すことができる。こう言うことができようかと存じます。さらにこの地方財政委員会の決定する事柄はおおむね最終決定でございまして、政府といへども地方財政委員会の決定は政府の意見でつがえすことができないという建前にあります。点等も、政府の意向でこの地方財政に關する事柄が左右される範圍を非常に少くしてゐると思ひます。

○藤田委員 設置法案の第三條には調整するといふ規定がございす。これが大体この委員会の最大の目標のやうに解釈いたします。大臣の趣旨説明と對比いたしまして、法案そのものを眺めまして非常に弱いという感じがするのであります。調整といふ言葉の解釈はいろいろございまして、非常にパッシブである。もう少しアクティブな表現をする予定はございませんでしたかどうか、この点をお伺ひいたしたいと思います。

それからこの趣旨説明の中に非常に苦しい御説明があつてと思ひます。政府内部にあつて相当程度の独立権限を持つておるが、地方財政主権の確立を推進するとか、あるいは形式上は総理府の外局であるが、相当広汎な独立権限を持つといふやうな表現を

使つておられます。この表現に關連してお伺ひしたいことは、大臣は最後まで地方財政委員会の事務局の長官と申しますか、委員会の長はあくまで國務大臣でなくてはならぬという御意見であつたやうに拜聴いたしております。これはやむを得ざる事情のために國務大臣の長官という点は削除になつておるやうでございす。國務大臣に長官たるのポストを與えた場合、この法律案によりましてどれほど實際上の運営に相違を来しますか、簡単に伺ひいたしたいと思います。

○本多國務大臣 これはさういふからお話のありました通りに、國務大臣を地方財政委員会の委員長にいたしまして、場合、總理大臣のこの地方行政に關する直接財政事項以外の事務をも所掌させることができるという便宜もございす。こうした場合には特に自治庁を置く必要はなく、全部を地方財政委員会の事務局にやらせるということも不自然ではないやうに考えられるのでございす。また國務大臣でありました場合の地方財政委員会の主張は、國務大臣が閣議に列席いたしまして主張し得るという、そういう利便もあるわけでありす。それと今度は弊害の面を考へてみますと、閣僚であるために政府意見との調整に努力をする、その努力をするという立場の人が委員長になるとすると、率直な地方団体の意見といふものはその委員長の政府意見との調整ということに抑制されまして、中央において地方団体のほんとうの意見を現わすことが欠けて来るという感がするのでございす。その得失を勘案いたしました結果、結局この地方自治体の意見を政府にとらわれず、

もちろん國家的觀念からは主張されることと思ひますけれども、時の政府の意向と反する場合にもこれにとらわれず決定し、あるいは表示し得るという立場を與へることが、今後の地方自治制發達のため、ことに財政確立のために妥當であらうという結論に達した次第でございす。

○藤田委員 法案の第四條に關して二、三お伺ひしたいと思ひますが、第四條の第十二に地方財政平衡交付金の問題がうたつてあります。ここに簡単にわづか二行で、毎年度分として交付すべき地方財政平衡交付金の總額を見積るといふやうなことが書いてありますが、これを最後まで見ますと、委員会において總額を見積りました結果はただちにそれが最後の拘束力を持つといふやうな強い意味にもとれます。また委員会がきつめなしというやうな結果に陥る危険もあると思ひます。この委員会の権限でいへば重要な点のございす。この平衡交付金の總額の見積りということは、おそろく毎年度予算期に當委員会として最大の問題になるだらうと思ひます。この總額の見積りに關しまして、大蔵省當局、國家財政を握つておられます主計局等との關連に關する規定は全然ありませんが、これは委員会独自の見解におきまして、實際上の運営におきまして、全然独自の見解できめてしまふのか、あるいは何か政令その他によつていふ少し詳細な規定をされるつもりであるかどうかをお伺ひしたいと思ひます。

○本多國務大臣 これは建前は独自の立場において見積るのでございす。ただ地方財政委員会が關係政府機関から意見を徴して参考にしたといふ場合には、意見を徴することができましかれども、その見積り権と申しますか、見積るのは地方財政委員会が独自の立場でいふけれども制肘を受けない建前で見積るのでございす。ただ見積りつづなはしないかといふ点でございす。これはやはり平衡交付金の總額を地方財政委員会に最終的に決定せしむるということではできないことと見られてゐると思ひます。意見を政府と折衝するものであります。意見が合わない場合にはどこまでも地方財政委員会の意見の通りの額を計上してもらいたいといふことも主張するであります。そして協議ができましかつた場合にはそれで済むと思ひますが、どうしても協議ができない場合には予算書にこれを付記し、また国会にも意見を持ち出して、国会の裁断を仰ぐといふところまで行くことになるのでございす。

○藤田委員 次は第四條の第十三の規定でございす。地方財政平衡交付金の額の算定の基礎についての地方公共団体の審査請求の受理及び審査の規定でございす。この規定を拡大いたしまして第四條の二に委員会の一般審査規定がございす。特にこの平衡交付金の額の算定基礎については、おそろく全國各公共団体ごとにその都度大きな種々雑多な問題が起るだらうと思ひます。何らの制限なくして一般に額の算定について審査の請求を受理するといふやうな規定は、あまりに間口が広過ぎまして、實際上財政委員会の事務局がこの異議の申立てと申しますか、審査の請求に忙殺されるだらうといふ危険が非常にございす。おそろく昔の内務省の地方局當時の行政問題

以上に煩雑な深刻な、特に地方の財源に關連した問題でありますだけに、憂慮すべき事態の類が予想されるのであります。これはもとにこの規定通りに解釈いたしました、あらゆる審査の請求を受理されまして、それを逐一審査される予定であるかどうか、あるいは何か別に規則とか政令を設けられる予定でございますかどうか伺いたしたいと思います。

○高辻政府委員 先ほどの御質問にも関連いたすわけでありますが、この第四條に列挙されております権限は、それ／＼本文の但書に書いてありますように、その権限の行使は法律に従つてなされなければならないというわけでございまして、それ／＼地方財政平衡交付金法なり、地方税法なり、その権限の行使方法については、詳細に書いてあるわけであります。従つてここに列挙された事項は、それ／＼の法律におきまして、この財政委員会がなし得る権限が列挙されてあるわけでございます。しかしただいまお尋ねの十三のことでございまして、これは近く平衡交付金法で御審議願うことに相なることと存じますが、地方団体が交付金の額の決定なり変更の通知を受けました場合に、交付金の額の算定の基礎について不服があるときには、委員会に対し審査の請求をすることができるといふことを法律で明定いたしておりますので、そのほか命令等によつて規定をする意味合いはないわけでございます。その点御了承願ひたいと思います。

○藤田委員 次は第四條の二十号の規定であります。地方債の発行に關して許可を與えたと簡単に表示してござ

います。この一項目が非常に全国の地方公共団体に重大な關連があるわけでございますので、少し詳細にお尋ねしたいと思ひます。

地方債の許可権は、この法案によりまして、地方財政委員会が独占するものであるか、あるいは大蔵省の預金部はこの点に關してどの程度の権限を持つておるかを伺ひたいと思ひます。

○高辻政府委員 この点は地方財政委員会の新たな権限として当然なるわけでございますが、実はこの権限の元は、先ほど申し上げました法律に従つてございまして、それは地方自治法でございまして、それで現行規定におきましては、この地方自治法によりまして、地方債の発行に關して許可を與えるというところにつきましては、自治庁の長官の補佐のもとに、内閣総理大臣において許可を與えるというところに相なつておりますが、その許可の與え方につきましては、自治法の施行令におきまして、大蔵省と協議して定めることになつておりますが、その点は今後においてもおそろく変更しないことと存するものであります。

○藤田委員 ただいまの政府委員の御答弁によりまして、主体性はあくまで自治庁と申しますか、地方財政委員会が持つ、大蔵省は協議に加わるといふ御答弁でございしましたが、現実今日から大蔵省では、預金部が主催で全国の融資課長會議を開いております。まさに主体性は大蔵省の預金部が持つてゐるというふうな実情でございます。自治庁で査定しても、われ／＼が現金を持つてゐるから、高橋資金課長は、われ／＼のところに事前に書類を出しておらない公共団体には、一銭も出さぬということをお申し立てするのでござい

ます。国会でつくりました法律を無視された生きた例を、ただいま体験して参つたのであります。その点に關しては、私は昨年の配付額の決定といひ、また今回の起債の決定に關する大蔵省の態度を見まして、地方財政の第一線を知らない大蔵省の役人によりまして、実権が握られて行く、昨年の五月の單獨事業の起債におきましては、完全に自治庁が主体性を持つておりました。本年は事前に全部全国の公共団体の起債の書類は大蔵省の預金部に出せというふうに、一歩前進しております。この成行は非常に憂慮すべきじやないか、特に毎年度地方財政平衡交付金の總額を定める際におきま

す。大蔵省當局の態度を、われ／＼は最も懸念するのであります。が、国家予算の約一五％に相当する三百八十五億という膨大な地方債の発行に關しまして、かかる大蔵省の行き過ぎがあるというところは、法律の規定にもやや不備な点があるとはいひ、この際この二十号あたりにもう少しはつきりとその点をうたう必要がありはしないかというふうな考へております。高辻政府委員は立法の経験が長うございまして、われ／＼しうとからとやかく言ふべき筋合いでもございせんが、現実の問題がこれらの法律に背反した方向に進んでいるような気がいたします。これはどういふふうな話合いで預金部があれほど出さばつてゐるのか、この点を簡単に伺ひたいのであります。

○高辻政府委員 ただいま申し上げました事柄につきまして、ちよつと言葉が足りないところがあつたと思ひますので、なお申し上げたいと思ひます。が、法律上ここに明らかにされておりますことは、地方債の発行に關して許可を與えることというところでございまして、法律上の権限としては、これは明瞭に地方財政委員会の権限とされておるわけでございます。ただ、新たな問題としてでなく、従前地方自治法上にあるところの権限の行使の方法として、大蔵省に内部協議というふうなことがあつたわけでございます。したが、この場合におきましても、実は許可の権限を持つておられるのは大蔵省ではなくつたわけで、今後この点は、地方財政委員会が地方債の発行に關しては許可権を持つておる、この点は間違いないところでござい

ます。なお運用の点につきましては、いろいろ御指摘の点もございまして、これは十分にわれ／＼は心しておかなければならないと存する次第であります。

○藤田委員 私はその点につきましては、大臣の御説明にありました通り、總理府の外局であるという妙味を發揮されまして、大蔵當局を押えていただき、われ／＼が地方財政に關しては最高の權威であるという態度を持つていただきたいというふうに感じております。

次にお伺ひしたいことは、第十三條に「意見を申し出ることができ」といふ規定と、第十四條に報告の規定がございまして、言葉の解釈が非常に微妙でございまして、端的にはつきりした區別がこの規定からわれ／＼に感じられて来ないのであります。が、もし具体的に御説明願へば、十三條の意見を申し出る場合と十四條の報告という

のは、こ

経費の見積りをつくりまして内閣に出す。第二項におきまして内閣がそれを削減した場合におきましては、詳細な見積り書をつくつて国会に出すという規定がございます。ところが必要経費を慎重に委員会が見積りまして内閣に出したのを削減いたしましたので、国会の審議の参考として詳細な内容を附記することはけっこうでございますが、もし国会が削減したままで承認した場合、委員会が最低限度の見積りをして良心的な予算を計上することをわれわれは期待するのでありますが、この最小限度の良心的な要求がさらに削減された場合、国会においてこれを認めない、内閣の原案通りの予算が通過いたしました場合には、ただちに委員会あるいは事務局の運営に支障を来しはしないか。その場合に対する救済規定が全然ございません。これは現実におそらく毎国会ごとにかかる可能性がありはしないかと思ひますので、でき得れば一箇條はつきりその際のこともうたう必要はなかつたかというふうにご考慮をいたしますが、この点に御意見を拜聴したいと思ひます。

○高辻政府委員 ごもつともな御質問でございます。この十五條は、実は内閣の部内の機構の権限といたしましてはちよつとかつた権能でございますが、申し上げるまでもなく地方財政委員会というものは、その権限の行使について自主的に行うというふうな面から実は生れ出た規定なのでございまして、これは御承知のように会計検査院とか裁判所等の予算の作成にあたりまして、同様な規定があるわけでございしますが、ただいま御指摘になりましたような点につきましては、これは国会

がおきめくださる以上は、そのほかの措置としてはこれは考えられないのではないかと。現にただいま申し上げましたような、それ／＼きわめて強硬な独立性を持つておりますところの裁判所なり、会計検査院なり、国会事務局の経費というふうなものにつきまして、同様な問題として残るわけでございしますが、それ以上にわたりまして、この財政委員会の予算上の問題について規定を置くことはいかがと存ぜられるわけでございします。従つてそういう点につきましては国会の御決定にまつというふうな規定に相なつてゐる次第でございます。

○藤田委員 実は御答弁でございますが、先ほど来大臣も再三強調されまして、あくまで財政委員会に自立的性を持たせたい。形式上は総理府の外局であつても、實際上地方財政の利益擁護機関として自主性を持たせたい。まつた／＼同感でございます。裁判所、会計検査院も同様な規定があることを私も承知しておりますが、こういう方面から自主性が阻害されて行くことは、すでに昨年の配付税の問題その他で苦杯をなめてゐる当委員会としましては、ほかに同様な規定があるからたいてい大丈夫だろうというふうなことは非常に危険でございます。なるほど国会が最後の審議権を持つております、すこぶる冷静に予算を審議することはもちろんでございますが、でき得べくんば法律ではつきりと自主性を阻害される危険のないように規定していただきたかつたというふうには私は考へるのであります。これは立法の技術でございます。この点將來ぜひともお考え願ひないと、こういう面から、

せつ／＼自治に関する有能の士を委嘱してございしても、これが大蔵省の予算査定におきまして、内閣と申しますか、現実には大蔵大臣にしてやられるという結果が生れまして、委員会の權威を失墜することは必ずしも至るべきではないというふうな予測するのではありません。

次にお伺ひしたいのは、附則の第四項に、委員会は左の各号を法律施行後最初の国会の常会が開かれるまでに、国会に勧告しなければならぬという規定がございしますが、常会前に臨時国会がある場合は特別会等がありましても、あくまで常会に持つて行かれた趣旨は、何か関連性があつてこういう規定をされたのか。実はその第四項の第一項に国会の審議事項と申すべき重大な地方税の内容に関するものが規定してありまして、問題は非常に重大ではないかというふうな考慮がなされて、新しい地方税の実施を前提にされて、それに対する内容を委員会が審議するということとを前提に規定されておりますので、現在参議院で審議中の地方税法がいかなる運命になるかはつきりいたしません。関係方面でも言明いたしております通り、臨時国会等があれば修正されるというふうなことが巷間に伝わつております。そうすれば、この規定が非常にへんなものになりはしないか。常会の前に臨時国会において勧告しなかつたや実際の効果は上らぬのじやないかと、この点に考慮をいたしますが、簡単に御答弁願ひます。

○高辻政府委員 御答弁を申し上げますが、まず第一に国会の常会が開かれるまでという常会は、臨時会であつてもさしつかえないではないかというふう

うに拜承いたしましたわけでありまして、この研究の一つには期間の問題、それから国会の定例の会といたしましては常会でございますので、法文の恒久的なものとしましては国会の常会というふうにするのが一番適當でもあらうというふうな存ぜられたのでございします。なおここに列挙されました事項については、いろいろ御指摘のように問題のある点はございしますが、これは地方税法等に関連いたしましたので、一応今後研究課題としてなお研究を続けて行ななければならぬ事項、特にここに掲げられております事項のうち、第二項等は日本に実はまだ行われておりません。いわゆるリーンと呼ばれる制度でございしますが、こういう制度につきましては、この財政委員会が十分に調査研究をするその期間も必要でございします。そんな関係におきまして、この施行後最初の国会の常会が開かれるまでに、内閣と内閣を経由して国会に勧告する必要がある。その法的な措置を講ずる必要がありますれば、その際にさらに考慮するということに相なるわけでございします。

治庁が小さくなりまして、従来の自治委員会が議決機関から諮問機関になる、こういう微弱な官庁を存続させまして、しかも諮問機関としての委員会を同じ名前でも存続するというのは、一体どういふ理由であるか、これと地方公共団体の連絡であれば、当然財政委員会を強化いたしまして、税務部と財政部のほかに一部をつくるなり、あるいは事務局をいま一つつくりまして、一本の委員会のもとに強力なスタッフを結集するということが、官庁の構成上最もいい方法ではないかと思ひます。外国人が見ましても、こういう機構は非常にへんではないかとございします。財政委員会に小さいことがついておるといふふうなやつでございます。まして、先ほど本大臣が答弁されました通り、地方行政調査委員会が調査した結果においては、存廃問題が起るとも想像されますが、わざ／＼別個に委員会というものを、あるいは事務局というものを存続させまして、地方財政委員会に吸収されなかつた理由がありましたならば、お伺ひしたいと思ひます。

○高辻政府委員 地方財政委員会がございまして、その執行機関が五人の構成員をもつて組織されたという点、地方自治庁の現在ありますところの地方自治委員会議の性格でございますが、従来地方自治委員会議のことにつきましては、十分御存じの点でございます。地方財政に関するものが、その一つであつたわけでございします。従つて今回地方財政委員会が設置されましたに伴ひまして、この地方自治委員会議の機能の大部分は、そちらに移ることと

○高辻政府委員 ごもつともな御質問でございます。この十五條は、実は内閣の部内の機構の権限といたしましてはちよつとかつた権能でございますが、申し上げるまでもなく地方財政委員会というものは、その権限の行使について自主的に行うというふうな面から実は生れ出た規定なのでございまして、これは御承知のように会計検査院とか裁判所等の予算の作成にあたりまして、同様な規定があるわけでございしますが、ただいま御指摘になりましたような点につきましては、これは国会

がおきめくださる以上は、そのほかの措置としてはこれは考えられないのではないかと。現にただいま申し上げましたような、それ／＼きわめて強硬な独立性を持つておりますところの裁判所なり、会計検査院なり、国会事務局の経費というふうなものにつきまして、同様な問題として残るわけでございしますが、それ以上にわたりまして、この財政委員会の予算上の問題について規定を置くことはいかがと存ぜられるわけでございします。従つてそういう点につきましては国会の御決定にまつというふうな規定に相なつてゐる次第でございます。

次にお伺ひしたいのは、附則の第四項に、委員会は左の各号を法律施行後最初の国会の常会が開かれるまでに、国会に勧告しなければならぬという規定がございしますが、常会前に臨時国会がある場合は特別会等がありましても、あくまで常会に持つて行かれた趣旨は、何か関連性があつてこういう規定をされたのか。実はその第四項の第一項に国会の審議事項と申すべき重大な地方税の内容に関するものが規定してありまして、問題は非常に重大ではないかというふうな考慮がなされて、新しい地方税の実施を前提にされて、それに対する内容を委員会が審議するということとを前提に規定されておりますので、現在参議院で審議中の地方税法がいかなる運命になるかはつきりいたしません。関係方面でも言明いたしております通り、臨時国会等があれば修正されるというふうなことが巷間に伝わつております。そうすれば、この規定が非常にへんなものになりはしないか。常会の前に臨時国会において勧告しなかつたや実際の効果は上らぬのじやないかと、この点に考慮をいたしますが、簡単に御答弁願ひます。

○高辻政府委員 御答弁を申し上げますが、まず第一に国会の常会が開かれるまでという常会は、臨時会であつてもさしつかえないではないかというふう

うに拜承いたしましたわけでありまして、この研究の一つには期間の問題、それから国会の定例の会といたしましては常会でございますので、法文の恒久的なものとしましては国会の常会というふうにするのが一番適當でもあらうというふうな存ぜられたのでございします。なおここに列挙されました事項については、いろいろ御指摘のように問題のある点はございしますが、これは地方税法等に関連いたしましたので、一応今後研究課題としてなお研究を続けて行ななければならぬ事項、特にここに掲げられております事項のうち、第二項等は日本に実はまだ行われておりません。いわゆるリーンと呼ばれる制度でございしますが、こういう制度につきましては、この財政委員会が十分に調査研究をするその期間も必要でございします。そんな関係におきまして、この施行後最初の国会の常会が開かれるまでに、内閣と内閣を経由して国会に勧告する必要がある。その法的な措置を講ずる必要がありますれば、その際にさらに考慮するということに相なるわけでございします。

なつたわけでございます。しかしながら機構改正後の地方自治庁におきましても、地方財政制度一般に関する企画、立案権は依然として持つておるわけでございます。これらの企画、立案事務の実施について、地方公共団体側の意見を聞くことが必要であることは、もとより言うまでもないところであります。従いまして、地方財政委員会の設置に伴つて、自治委員会を廃止することにより、その性格を従来の議決機関から諮問機関として存置することを適当と認めたわけなのでございます。もちろんこの点につきましては、十分に研究をいたしましたのでございますが、ただいま申し上げましたような理由によりまして、これを一応諮問機関として存置するという結論に達したわけでありまして、従つてそういう性格になりました関係上、構成員にも若干の変更をするように相なつたわけでございます。

○藤田委員 私は国と地方公共団体相互間の連絡機関たる地方自治庁に、おざわざ委員制度を併置する必要は全然ない。むしろ地方財政委員会を強化いたしまして、強力な一スタッフとして自治庁の事務局的なものを併設いたしまして、両々相まつて各省と地方公共団体の連絡に当る一方、財政部、税務部がこの規定にありまふような事務を運営して行くことによりまして、一元的に簡明率直な行政が運用されるのじやないかと思ふのであります。行政管理局の長官であり定員法を非常に円滑に実施されまふ本多さんの構想としましては非常にまづいのではないかと。もう少しこれを集約しまして、簡便なる機構にした方がいいのではないかと。かと思ひますが、これはいろいろな面からの忠告によりまして、こういう併設的な機関になつたものであるか、あるいは地方財政委員会に一元化して強力な委員のもとに強力なスタッフをもつて併設するという行き方よりも、この財政委員会にこぶができたような一と申しては語弊がありますが、非常に従的なきらいがあります。諮問機関としての地方自治委員会を置くというところの方が、実際の行政の運営上妙味があるのか、大臣の忌憚ないお気持ちを伺いたいと思ひます。でき得べくんば近い将来廃止したい。行政調査委員会の調査の結果は、おそらくこれは廃止になるだらうというふうなお気持ちでもありましたらお聞かせ願ひたいと思ひます。

○本多國務大臣 行政機関を簡素化いたしたいと考えております。政府の方針からいいますと、お話の通り廃止できるものなら廃止したいのでございますが、ただいま申しましたような地方財政委員会に所掌させることの適当でない事務がありますこと、その事務を所掌させるにつきまして、ことに地方団体との連絡の仕事が主になつて参りますので、この地方団体といかに連絡をはかつて行くかというところにつきましては、地方団体の代表者をもつた構成することの審議会のような諮問機関を設けておくことは、かえつて適切な連絡をはかるのにいいものではないかと考えられるのでございまして。この点について外国の人にも見られたら笑われるではないかというお話がありました。政府もかように考へておりましたところ、関係方面においてもそれが非常に適当であらうというふうな御意見で、むしろ向うから推進されたと言つてもいいのでございまして。事情はかような次第でございます。

○藤田委員 御答弁がありました。私は実際上地方の財政をしつかり把握いたしまして、常にその方向の調査研究をやります地方財政委員会こそ、国と地方公共団体の連絡調整をやるのに最も円滑に行くのではないかと。従来この法律をつくりまふときも、従来の行政連絡部と、それから今度米中の鈴木さんが部長をやつておられる財政部が協力しまして非常に短期間の間に一応こういう法律案をつくり上げたのでございまして、これも同じ自治庁内であるからこゝろ組合スミスに短期間の間に間に合つたわけでございます。これが形式上でも一応分離いたしておきますと、そこにいろいろ困難な事態が起りはしないかと思ひます。大臣のお話からいいますと、現在のところこの官庁体系が最もよろしい。関係方面も非常に賛成であるという御意見でございまして、見解の相違になりまふからこれ以上質問することを遠慮いたしたいと思ひます。

ただいま自治庁の次長がお見えになりましたので、いま一度附則の第四項について御答弁願へれば幸いであると思ひます。

○萩田政府委員 今度の地方税法案につきましては、非常に広汎な改革でございまして、いろいろまだ研究をいたしてある点もあるでございまして、残してある点もあるでございまして、その中で国有鉄道、専売公社等、あるいはそのほかの非課税規定の整備というふうな問題、それから第二には新しくきます固定資産税につきまして、この債権を担保する制度で、アメリカ等において行われております、一応何と訳すのか知りませんが、物上負担と申します。リーンという制度、この制度等につきまして研究をしておつたのであります。いまだ結論に達しませぬ地方税法案を提出した次第でございまして、でございます。この一年間にさらに詳細なる研究をいたしまして、次の通常国会までに内閣及び内閣を経由いたしまして国会に勧告する義務を、この新しくきます地方財政委員会に負わすというのが、この四項の趣旨でございまして。

○鈴木委員 次に立花敏男君。

○立花委員 第三條に助言という言葉がございまして。第四條の最後のところに助言という言葉があります。なお第四條に指示という言葉がございまして、これははいずれも御説明によりまして、法律的拘束力がないというふうな御説明なのでございまして、明らかに法律で定めてありますものが、法律的拘束力がないということになつて参りますと、少し矛盾じやないかと思ひます。この点はどうかでございます。

○萩田政府委員 この助言とありますのは、文字通り助言でございまして、こうすることが適當であらうというところを助言と申します。勧告いたすのであります。それに従おうと従うまいと、もちろん地方団体の自由でございまして。こういうふうにしてございまして、新しい地方自治法におきまして、地方団体に對しまして、中央よりいろいろ許可、認可あるいは命令というふうな集権的なことをいたしますことは適當でございませぬので、こういうことを避けておるのでございまして、ただ地方団体がよりよき行政をするためには、大所高所から全体のことがわかつております地方財政委員会でのい考察を示しますことも一つの方法だと考えられますので、助言をすることができ旨の規定をこの委員会の権限として置いたのであります。それからなお四條の十五号におきまして、附加価値税の課税標準の分割につきまして指示をいたすのでございまして、これにつきましては、この指示によりまして地方団体は決定をしなければならぬという義務を負うのでございまして、これは地方税法にその旨規定がございまして。

○立花委員 指示につきまして、さういふのは法律的拘束力がないとおつしやつたのですが、拘束力はあるのでございまして。

○萩田政府委員 先ほど私が申し上げました点につきまして、ただいまのお答と食い違つております。次長のたゞいまの御説明のように御了解いたしたいと思ひます。

○立花委員 この法律で定めてあります助言というものが法律的拘束力がないのであれば、むしろ削つた方が私はいいのではないかと思ふのです。これは非常にいい形になつて参りました。次長の御説明にありましたように、助言は勧告と同じようなもので、地方がこれを受入れようと受入れまいと自由だとおつしやるのですが、こういうものであればおつくりになる必要がないのじやないか。かえつてこゝは法律でおつくりになると、そういう次長の方の意図にかかわらず、實際上はやはり法律的な拘束力を持つて

固定資産税の課税標準となるべき固定資産の倍数の問題でございますが、これは当初は法律で定めておりますが、その後におきまして農地の価格につきましては、その後に定価額がかわりますとききまして公定価格を直さなけることばなりません、これはいかなることがあるかも予想できませんので、こういう権限はこれも国と地方の利益を双方代表するような地方財政委員会で行いますことが適当と考えられるのであります。

○立花委員 国税と地方税に關連のありますことはもちろんでありますが、關連があるからといって、地方財政委員會が許可權を持つことは納得できなかつたといふは一つであらう。關稅と地方税は明らかに關連があります。出るさいふは一つであります。それだからといって地方財政委員會が許可權を持つことは行き過ぎじやないか、あくまでも地方の自主的な課稅權でなければいけない、それは地方の財政委員會が許可權をお與えにするのであるが、關連があるから與えるというだけでは漠然としておりまして、國稅と地方税の關連のあることは明らかである。だから許可權を與えらるゝとなると全部與えなければならぬ。こういうことはりくつ上は成立たないと思ふ。これはこれ以上はりくつになりませんから、言いませんが、そういう点で非常に大きな権限をどん／＼財政委員會にお與えになつてゐる。特に農地

それから委員会の構成の問題でござい
ますが、これは本多國務大臣は代表
が入つておるからいいじやないか、地
方自治体の代表が入つておるから、地
方自治団体の利益が代弁されるじやな
いかとおつしやられますが、しかしし
ちろん地方の知事は公選になつており
ます。しかし公選ではなかつた場合と
実質上はあまりかわつていない、私と

もから言いますと、あるいは納税者の立場から言いますと、知事とが市長とかいう方は、税金をとる立場でありまして、決して納税者の立場を完全に代表するとは言えないと思う。こういう方が集まつて委員会を構成する。それが農地の倍数をきめましたり、あるいは住民税の課税標準や所得税額の決定をする場合には、やはり納税者の立場が考慮されないのではないか。私どもはそう考えます。特に日本の地方自治団体と申しますものは、決して独立した自主的なものではございませんで、いわば中央官僚の出先と言つてもよいくらいな形態が顯著なのでございますから、こういうものの代表を集めますから、決して納税者の利益を代

○**荻田政府委員** 第一の市町村民税につきまして、国と地方税と両方に関係いたしますから、国だけできめてもいい、地方だけできめてもいい、従つてその中間的な地方財政委員会であることが適當だと申したのでございます。

それから次に農地の倍數についてでございますが、これは根本に地方税法によりまして固定資産税の課税標準は適正なる時価によるというのはきまつておるのでございます。ただその算定方法としてはこのような便宜の方法を考えられるのであります。従いまして將來にの倍數の変更をいたします場合には、当然地方財政委員会が適正なる時価になるにはどの程度の倍數を用いたらいいかということを公正に判断してきめらるべきものでありまして、無制限にこの委員会に権限を委任しているわけではないのであります。従いましてこれは地方財政委員会の権限としてもしかるべきだと考えております。

それから最後に、この地方財政委員

○立花委員 あなたがどう考えるだろうとかつてですが、しかし今までの結果から見まして、決して地方の納税者の立場を代弁していないのです。こういう形で将来も決して代弁しないと考えます。

の状態で、お考えにならないとして、これは議論のための議論になりまして、話にならないのではないかと。今度衆議院を通りました地方税法の固定資産税に対する倍数の問題にいたしまして、いろいろ異なる異議がある。實際上政府、いさしめてもこれは近い将来に適正化、時価に改めると言っておられますが、適正なる時価を見つけることは非常にもむずかしい。これはもうお認めになつておる。こういう適正な時価を認めることがむずかしい場合に、しかもその倍数を決定する権限を地方財政委員会にだけ與えてしまうことは常に行き過ぎではないか、こう考えるので、もつと具体的に実情に即したお答えをひとつ願いたいと思います。

○荻田政府委員　今ちやうどあなたのとおっしゃいましたように、議論のため

それから農地の問題でございます
が、適正なる時価でまゐるんだからそ
れでいいじゃないかというお言葉でござ
います、が、實際の問題として現在の
二百二十五倍と申しますものも適正な
時価とは言われていない。これは輿論
としてもはつきり言えると思います。
しかもこれはやはり強行される形にあ
りますので、いくら言葉の上で、適正
な時価でまゐることになっているから

の議論ではなくて、実際の問題だとお
つしやつたのですが、それが当てはま
ることだと思ひます。地方財政委員会
がこの地方税について常時調査も研究
も全国的に行つておる機関なのであり
まして、実際のことは最もよくわかつ
ておることと思ひます。この地方財政
委員会がきめることは、理論は別とし
て、実際としては最も妥當なものにな
るかと考えます。

それでいいだろうとおつしやつても、それでは済まされない。実際問題としては適正な時価ではない。全国一律の倍教で定められようとしているところろに問題があるのでありまして、しかも、そういう問題が起ります場合に、その重大なる倍教の決定の権限を地方財政委員会に與えるということ自体が非常に大きな混乱を招くのではない。りくつだけからお考えにならずに、実際

○立花委員　それではあまりに官僚といふものを過大評価されております。官僚だけが一番よく知つておる、おれが一番偉いものだといふ考え方はまことに困ると思う。それだつたらまだこの委員会ではできていないじやないですか、できたらこの権限をお與えになるでしょう。今まで知事なり市町村長なんかでも従来の経験からずつと責任を持つてやつて來ておるのであります。

て、そういうところの考え方の方が、あるいはすぐでつち上げられますこの

地方財政委員会よりとはつきりした具体的な意見を持つておられるかもしれない。あなたの言われるように財政委員会は何でも知つておられるの、一番偉いのだという考え方から答弁されては困ると思う。私もそれはそういう法律が通ればすぐでつち上げられるような機関でなしに、もつと自主的な機関に権限を持たた方がいいのではないか。すでに知事会議もございすし、あるいは市町村長会議もございすし、あるいは議長会議もございすし、こういうものを全国的に統一いたしまして、それによつてほんとうに下からの民主的な意見をくみ入れる、そういうふうにお考えになつた方が、真に民主的ではないか。五、六人の者を寄せ集めて、それが一番正しい考えを持つておるといふふうにおきめになるのは、これは官僚が独善であり、一番偉い者だという考えを暴露されたものですが、その点をもう一べん伺いた

い。

○萩田政府委員 この地方財政委員五人は、ここに書いてありますような構成でございまして、あなたのおつしやいますいゆる官僚ではないわけでございます。その中の三人は今おつしやいました各地方団体の連合組織から推薦されておるのであります、個人としては、委員は五人でございすが、その各機構と申しては諸弊があるかもしれませんが、それらの団体の全員の総意によりまして出て来ておるのでありますから、もちろんこれが行動いたします際には、その組織の意見も十分に取入れて行われることだろうと考

えております。

○立花委員 それはいわゆるへりくつでございまして、それなら何もこういふものをつくる必要はない。そのま

まお認めになればいいので、一応そこら切り離して来て、個人を引抜いて来てこつていふものをおつくりになる。これがやはり形式になりまして、これは今までの地方財政委員会が地方自治体の意向に反して物事を決定して来たといふ過去のあり方がはつきり事実をもつて示して来ておる。だから私はこういふものは必要ないので、実際にあの人たちがつづつておられる組織をそのままお認めになる方がいいのではないかと、そういうことを言つておるわけですが、これは議論になりますからよします、しかしもう一歩進めまして、こつていふ委員会は私実はリコールを含んだ公選にした方がいいと思ひます。公選の場合も市町村、各府県等候補者を選出したしまして、さらにそれを全国的に選出するという形の公選が非常にいいのではないかと、しかもそれはやはりリコールを含まなければならぬ。たとえばこの間の配付税の半減の場合にいたしまして、せつかく市町村を代表して出ておるながら、市町村の意向に反して半減したという場合に、何らこれに対してリコールの規定がないといふこと、こういうことは、出て参りました委員が何をやつてもいいといふことになりまして、これは委員会そのものの権限を非常に無視することになるのでございす。そういうふうな制度をおとりになる方が一番はつきりした民主的な方法じやないかと思ひますが、なぜそういう方法をおとりにならなかつたのか。従来試験済

の、すでに定評のある財政委員会の形を同じようにとられたのでございすが、その点の御意見を承りたいと思ひます。

○萩田政府委員 現在この中央の行政官庁の構成員につきまして、公選の制度とリコールというのとはほかにないのでございまして、こつていふ制度をこの委員会に持ち込むことは適當でないと考えております。それから過去におきます配付税削減の例をお引きになりまして、これは将来といへども地方財政委員会の権限ではないのでありまして、單に財政委員会が平衡交付金の総額を算定するだけでありまして、これを決定いたしますのは内閣及び国会において決定されるのであります。従ひましてこの問題についてこの委員会は最終的な責任を負つておるわけではないのでありますから、こつていふ問題につきましては、地方自治体の意思を最終的にどうするかという問題、問題は、この委員会にはないのであります。

○立花委員 非常に形式的な御答弁なのですが、こつていふ形式では問題は片づきませんので、配付税の決定に対して財政委員会はどのような態度をとつたかといふことを實際的に判断なさつて、やはり今後の組織もお考えになる必要があると考へます。私も今までの財政委員会は決して地方の納税者あるいは地方の住民の立場を率直に反映しては思ひません。また世間もそう思つてないわけですね。だから神戸さんが辞表を出しておやめになつたような事態が起つたのであります。こつていふ試験済みのものをまたこつて出して来ておるといふことは、もう私

どもとしてはあまりにも不可解でありまして、これはぜひもう一度お考えを願ひたいと思ひます。

それからやはり委員会の問題でございすが、こつていふ場合が予想されますので、どうしても合議制にしました上に、さらに拒否権を持たす必要があるであらうと思ひますが、この問題につきましてどういふふうにお考えでございましょうか。

○萩田政府委員 今お尋ねになりました拒否権という意味がちよつとわからないのでございすが、やはりこのやうな教人をもつて組織いたします合議体といつたしましては、過半数をもつて決するのが適當だと考へております。

○立花委員 拒否権の意味がおわかりにならないといつたしまして、今まで言つて来たことが何にもありませんので、たとえ地方の自治体の意向に反して、あるいは地方の住民の意向に反して配付税が半減されるというやうな問題が起つた場合に、過半数で決するのじやないか、一人でもこれに反対すれば成立しないという仕組みが今までの経験から必要だと言つておるの、これがなかなかいふことが出来ません。今までのことはおわかりにならないと思ひますが、これは議論になりますから、この程度にとどめておきます。

地方財政委員会規則というものがあつたのであります、これは今までの経験からこつていふところ。人事院規則というものが公務員は政治的活動を禁止されてしまつた。この地方財政委員会規則というものは、一体どういふ拘束力を持つておるか、どういふ内容のものの規定しようとしておるかといふことをはつきりしてもらひたい。私ど

もはあの人事院規則で骨の髄まで非常に恐いことになつておりますので、これをひとつ御説明願ひたいと思ひます。

○萩田政府委員 これは普通の省でございまして、省令に相当するものでございまして、ここに書いてありますやうに、法律もしくは政令の規定を実施するため、もう一つは法律もしくは政令の特別の委任に基いてこれを行うのでございまして、特殊の独立の権限はないのであります。いずれも法律もしくは法律に基きます政令のもとに立つわけでありまして、新しいものをきめようとするのはございせん。

○立花委員 そういふ御説明におきましても納得できないのですが、私もさういふから何回も申し上げます通り、人事院規則で非常にこつていふおつしやうに、こつていふものは絶対出さないやうにお願いしておきます。お出しになりますものは純事務的なものであつて、それに限るといふやうにやつていただきたいと思ひます。

それから聴聞の問題でございすが、聴聞の権限と責任があるといふやうにお書きになつております、大臣の提案理由の説明にもございまして、この間の地方税に関する公聴会の問題でも、実は聞きはしなかつておる。聞きはしなかつておる。聞かばいいと思ひますが、あれは何の責任もお感じになつておらない。これは何らかの義務があり、責任があるとお言ひになるならば、何か聞いたことに対してやはり責任をはつきりおとりになるやうな措置がなければならぬと思ひますのであります。莫大な時間と莫大な国費を使つて公聴会を三日間にわたつてやりなが

ら、これは聞きばなしでありまして、何の役にも立つておられない、大多数の者が反対しておりながら、それを踏みにじつて税法が通つてしまつておるといふ結果になつておりました、これは国民をだますためにやつたんだという結果になつておりますが、ああいう形で聴聞をやるならやらない方がいい。責任があるとおつしやるならば、聴聞に對してどういふ責任を具體的にとおつしやるつもりであるか、それに対してどういふ規定をなさるつもりであるか、これをひとつ承りたいと思ひます。

○本多國務大臣 これは地方財政委員がこの事情を聴取いたしました、決定の重要な参考にするにと存じます。

○立花委員 たとえば請願書、陳情書とかいふものに対して、詳細なやり取りが処理に關する規定がございまして、それに対して国会があるいは委員会といたしましても相當はつきりした責任があるのでもございしますが、聴聞の事項に對しましては、これは何れも具體的にきめてないのでございしますが、やはりおきめになつた方がはつきりしていいのじやないかと申します、公聴会でも意見の聞きばなしである。

聴聞でも意見の聞きばなしになるというおそれが多分にあることになるので、これは何もそういう規定をおききにならないなら、聴聞という規定は置かない方がいい。国民を欺くことにならぬ。何のために聞くのかかわらない。意見の聞きばなしなら置かない方がいいのでありまして、それをやはり規定としておきになる方がいいんじゃないや

いかと思ひます。

○本多國務大臣 国会の審議にあたりまして、参考人の公聴会をおやりになつたのですが、これも委員会におかれましては御審議に遺漏のないようにお聞きになられたと思ひます。委員会の御決定になる参考になつたことであらうと私どもの方でも拜察いたしております。この執行機關たる地方行政委員会においても聴聞をしなければならぬ場合、また聴聞を委員会の意思によつてしてもいい場合、これを法律で規定してあるのでありまして、その聴聞をしたからと申しまして、公述人の公述にとらわれてしまつて、それらを参考として遺憾のないように慎重に決定する。これは決定の権限はやはり委員会に自主的にやらせるのでなければ妥當でないと思ひます。

○立花委員 それが今までの公聴会でも、あるいは陳情書、請願書のようにはつきり規定がありましても、これに對しても、その手續がとられておきまなう上は、それをほつきりおきめになつた方がより国民に對して親切ではないか、国民の声をほんとうに聞くこととして、この心構えを規定の上ではつきりお表わしになる必要があるのじやないかと思ひます。たとえばこの地方税法に關する陳情書とか請願書が二百数十通出ております。これは専門員室の方で四冊のパンフレットにまとめまして、ちゃんと製本ができておるわけですが、しかもこれがはつきり規定にある。こういう請願書、陳情書が地方税法の審議にちつとも間に合はな

て、一顧も與えられなかつた、今から小委員会をつくましてやることになりるのでありますが、こういうことで、実に困つた問題だと思ひます。こういうことをやらなければ、新しい聴聞という規定をおききになるならば、そういうことはやらないのだという規定を規定の上でおききになる必要があると思ひます。これは私は空論で申し上げるのではありません。今までの公聴会、陳情書、請願書までもそういう紙くずにして捨てるようなことをやられておるから、こういう條項をおききになつても、これはいたづらに国民を欺瞞するものに終つてしまつておるもので、もつと親切な規定をおききになるお考えがないかというのを聞いておるのではありませんが、もう一度御答弁願ひたいと思ひます。

○本多國務大臣 御趣旨が、陳情などは聞いてもむだなことであるから、陳情書を受け付けないという規定を置けという御趣旨であるといふことは、やはりそうした実情はでき得る限りこれは聴取した方がいいと思ひますので、そういう意味ならばそういう趣旨から賛成いたしかねます。もしまた陳情書が何通来た。これは修正するべきものであるといふような陳情書が何通来たからといふことで、法制的な効力を持たせるといふことでありますれば、これはまた行き過ぎでありますから反對であります。結局やはりどこまでも自主的な判断をするが、その間遺漏のないように關係者の意見を徴する。これでは適切であらうと思ひます。

○鈴木委員長 お諮りいたしますが、立花君は他の発言者より三倍も発言時間をお費しております。本多國務大臣は参議院にも出席しなければならぬので、あと十五分に限つて発言を許します。

○立花委員 初めから時間の制限があらうと思ひます。

○立花委員 初めから時間の制限があらうと思ひます。次で第十三條でございますが、国会に對して意見を申し入れることができるとあるのでもございしますが、この問題も私どもは過去の経験からいたしまして、これだけでは何にもなりません。たとえば人事院の勧告というものがございしましたが、これも何にもなつていないのでございまして、一應意見を申し出た結果はどうなるか、何のために意見を申し上げるのか、その意見を申し上げたことが効果があるのか、その点はどうなつておるか、お聞かせ願ひたいと思ひます。今までの人事院の意見のよう、まづたく顧みられないことであらう、もうこういう規定をつくらない方がいいと思ひますのであります、この点について承りたいと思ひます。

○秋田政府委員 ちよつと御趣旨が受取れないのでございしますが、申し上げるまでもなく現在の日本におきまして、国会が最高の機關なのであります。これに對してあらゆるものが意見を提出して、最高の判断をされる。これに對して地方財政委員会から国会の意思決定を束縛するやうな規定を置くことは、ちよつとできがたいことではないかと思ひます。

○立花委員 どうも自治庁の方はこんがらがつてお答えするのですが、私聴聞の場合も決して聴聞をしたら拘束力のあるやうなことをしろといつておるのではないので、その結果がどんな効果を期待されておるか。そんなことをはつきり承りたいと言つておるもので、決して拘束するといふことは言つておりません。

○秋田政府委員 国会が適當な判断をなさいますのでその地方財政委員会の意見がよいとお考えになれば、取上げられることだと思ひます。

○立花委員 国会が適當なというお答えでございますが、そういう簡単な言葉だけではなしに、もつとやはり將來にその手續なり何なりを規定される必要があるのではないかと。そういうことと関連してはつきりしておかないと、今までの経験からして、国民が期待がしておりましたものは、ただ一片の聞き流しで済まされるおそれがある。この点、これも同じものではないかと考えるのであります、ほんとうにやるつもりなら、ほんとうに意見を申し出る。それを国会の審議に有効ならしめようと思ひます、今までのやうな規定の置き方ではだめである。ほんとうにやるつもりならもつと親切に規定をおききになる考えがないかといふことをお聞きしてはどうか。

それから次に移りますが、地方自治庁と地方自治委員会との問題でございしますが、私どもはこゝろがどうなるかは置きませんが、やはりこれは官僚のなわ張り主義でこゝろがどうなるかは置きませんが、どうも私どもは落ちないのです。聞くところによりまして、定員法が出て参りまして、首切りを行つておる最中に、こゝろがどうなるかを置いてお

くということとは、どうもふに落ちません。と申しますのは、地方自治庁の所掌事務の範囲がここに規定されておりますが、その所掌事務を見ましても、自治庁を置く理由がちつともない。まず所掌事務の第一にあけております「国と地方公共団体との連絡を図ること。」これは大臣の長官までおいて、なぜ自治庁をして連絡の仕事をやらなければならぬのか、こんなものは自主的にまかせておけばいいので、連絡をやるための大臣などはちつとも必要ないと思う。二番目を見ても、地方自治に影響を及ぼす国の施策の企画立案及び運営に関し、必要な意見を内閣及び関係行政官庁に申し出る、こういうことはさいせんから言っておりますように、知事あるいは市長あるいは町村会長の自主的な機関で十分果せることとございまして、こういうもののため、何も地方自治庁に莫大な費用を使つて莫大な人員を置いておく必要は毛頭ないと思う。私どもは地方自治庁の所掌事務の範囲からいたしまして、今読み上げましたようにこういうものがまづ先に考えられておるのでございしますが、これは必要を認めない。なぜこういうものをお置きになつたわけからないのでありますが、これはおやめになつた方がいいというのを勧告しておきます。それから所掌事務の中の六、七、八でございしますが、まづたぐういうものはくだぬ問題でございまして、こういうことのために地方自治庁というようなものをお置きになる必要はちつともない。八なんかを見ますと、地方自治に関する図書を刊行し、地方自治の普及徹底をはかるというのですが、これは本屋さんまかせて

おけばいいので、何も大臣がおられて、これをやる必要はないと思う。これこそ本多さんは首切り大臣なのでございまして、こういうものをどんどんつぶして、ほんとうに働いている公務員の首は、あまりお切りにならない方がいいのだと思います。それから地方自治委員会も同様でございまして、今までは財政委員会もございまして、あるいは決議機関でありましたから必要かもしれませんが、こういうものは單なる諮問機関としてお置きになる必要はないと思う。その構成から見ましても、新しくできます地方財政委員会はその任務が十分果せるのではない。特に諮問になりますと、これも知事会議、あるいは市長会議に対する諮問でけつこうでありまして、何も特別にこの委員会を開きまして、屋上屋を架するようなり方はやらなくてもいいのではないかと考えております。こういう点も本多さんの御意見を承つておきたいと思ひます。

○本多国務大臣 これは意見の相違だらうと思ひます。これを置いた方が適當であると考えております。根拠については、さいせん立花さんもお聞きになつていた通り、門司委員に詳しく御答弁申し上げた通りでございします。

○門司委員 ちよつと聞いておきたいと思ひます。この事務局の問題であります。先ほど立花君もちよつと言ひましたが、法案の五十六條、五十七條及び三百九十六條、いわゆる附加価値税、固定資産税の場合の質問の権限が與えられておりますが、これはおそらく十九條の一項の、地方税に関する権限の行使に關することというこの條項

が、先ほどの五十六條ないし五十七條あるいは三百九十六條に適用されることだと思ひますが、この場合質問検査権の行使に當ります職員的身分關係であります。これは何か特別に定められるようにお考えになつておりますか。

○秋田政府委員 特に特別の職を置くことは考えておりません。職員の中で委員長に指定する者がこの職に當ります。

○鈴木委員長 他に質疑はありませんか。——御質疑がなければこれにて内閣委員会、地方行政委員会連合審査会は散会いたします。

午後四時十九分散会